

防災基本計画

令和 6 年 6 月

中央防災会議

第 12 編 原子力災害対策編 (第 2 編 各災害に共通する対策編 引用分含む)

(編集) 日本原子力研究開発機構

第1章 災害予防

第1節 施設等の安全性の確保

第2節 防災知識の普及

第3節 原子力防災に関する研究等の推進

第4節 再発防止対策の実施

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動

第3節 原子力被災者の生活支援活動

第4節 犯罪の予防等社会秩序の維持

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第7節 物資の調達、供給活動

第8節 保健衛生に関する活動

第9節 自発的支援の受入れ

第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

第11節 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応

第3章 災害復旧

第1節 原子力緊急事態解除宣言等

第2節 原子力災害事後対策

第3節 被災者等の生活再建等の支援

第4節 原子力災害対策本部の廃止

第4章 原子力艦の原子力災害

第1節 情報の収集・連絡及び活動体制の確立

第2節 屋内退避、避難の受入れ等の防護及び情報提供活動

第3節 犯罪の予防等社会秩序の維持

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第5節 救助・救急及び医療活動

第6節 迅速な復旧活動

○本編では、原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について記述する。さらに、原子力艦の原子力災害の対策についても記述する（原子力艦本体及び外国政府の管理下にある区域での対策を除く。）。

○本編は、原子力災害対策の基本となるものである。各主体は想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

○専門的・技術的事項については、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第6条の2第1項の規定により、国〔原子力規制委員会〕が定める原子力災害対策指針によるものとする。

○本編第1章から第3章までの地域防災計画（原子力災害対策編）を策定すべき地域については、上記指針において示されている“原子力災害対策重点区域”を目安として、その自然的、社会的周辺状況等を勘案して定めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、地域防災計画（原子力災害対策編）の具体化・充実化を支援するものとする。

○本編1章から3章における、実用発電用原子炉施設からおおむね半径5 km圏内の原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）の導入や、原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「原子力事業所災害対策」という。）の実施を統括管理するための施設（以下「緊急時対策所」という。）、原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下「原子力施設事態即応センター」という。）、原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び同施設の活用等については、実用発電用原子炉における原子力災害への対応等に関するものであるため、それ以外の原子力事業所における原子力災害への対応等については、当該実用発電用原子炉における原子力災害への対応等を参考にして柔軟に対応していくものとする。

○本編第4章の原子力艦の原子力災害に関しては、地域的な特殊性をかんがみて必要とされる場合、関係地方公共団体の防災計画において、その対応に留意するものとする。

第1章 災害予防

第1節 施設等の安全性の確保

- 原子力事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づき、その設計、建設、運転の各段階及び運搬において、深層防護等の考え方により、原子力事業所等の安全性の確保に万全を期すものとする。
- 国〔原子力規制委員会等〕、地方公共団体及び原子力事業者は、原災法等に基づき、原子力災害の予防のために必要な措置を講じるものとする。
- 国〔原子力規制委員会（事業所外運搬にあつては、原子力規制委員会及び国土交通省）〕は、原子力事業者に対する安全規制を徹底し、原子力事業所等の安全性の確保に努めるものとする。
- 国〔原子力規制委員会、内閣府、国土交通省〕及び関係地方公共団体（所在都道府県、所在市町村及び関係周辺都道府県（所在市町村と隣接する市町村を包括する都道府県及びこれに準ずる都道府県をいう。以下同じ。）をいう。）は、原子力事業者が行う原子力災害の予防のための措置が適切に行われていることについて、適時適切に立入検査の実施等をするものとする。
- 国〔原子力規制委員会〕は、原子力運転検査官を原子力事業所の所在地に配置し、原子力事業所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行わせ、緊急事態対策監をして、原子力事業所における災害の防止に関する事務を総括整理させるものとする。

第2節 防災知識の普及

1 防災知識の普及

- 第2編1章3節1項「防災思想の普及、徹底」
 - 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、国民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。このため、国〔内閣府、消防庁〕、公共機関及び地方公共団体は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。
 - 国〔内閣府、消防庁、文部科学省、国土交通省等〕、公共機関及び地方公共団体は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者（火山災害においては火山防災エキスパート等）による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。
- 第2編1章3節1項「防災思想の普及、徹底」終了
- 第2編1章3節2項(1)「防災知識の普及」
 - 国〔消防庁、文部科学省、国土交通省、気象庁、国土地理院、林野庁〕及び地方公共団体は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のた

め、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

○国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。

- ・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等（紙）等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

- ・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- ・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

- ・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

- ・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

- ・災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

- ・広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

- ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

○国〔消防庁、文部科学省〕及び市町村（都道府県）は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

○市町村（都道府県）は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努めるものとする。

○国及び地方公共団体は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害・雪崩災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

○国〔内閣府、文部科学省〕及び地方公共団体は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行わ

れるよう促すものとする。

○国〔文部科学省〕及び市町村（都道府県）は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

○防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用するものとする。

○国〔総務省〕及び電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

●第2編1章3節2項(1)「防災知識の普及」終了

○国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、文部科学省、消防庁〕、地方公共団体及び原子力事業者は、住民に対し、緊急時にとるべき行動、指定避難所等での行動、原子力災害に関する特殊性等防災知識の普及、啓発を図るものとする。教育機関は、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

2 要配慮者等への配慮

○第2編1章3節2項(3)「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」

○防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

○国〔内閣府〕及び地方公共団体は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

●第2編1章3節2項(3)「防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮」終了

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

○第2編1章3節3項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」

○市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。

○市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

○市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理

し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

○国は、地域の住民、事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行うことなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、住民の防災意識の向上のための取組に努めるものとする。この際、国〔内閣府〕は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとする。

●第2編1章3節3項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」終了

4 災害教訓の伝承

○第2編1章3節4項「災害教訓の伝承」

○国〔内閣府、国土地理院、各省庁、国立国会図書館、国立公文書館等〕及び地方公共団体は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

○住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

●第2編1章3節4項「災害教訓の伝承」終了

第3節 原子力防災に関する研究等の推進

○第2編1章4節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」

○災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、国〔内閣府等〕及び都道府県（市町村）は、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

●第2編1章4節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」終了

○国〔原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省等〕は、防災に係る見地から、危機管理システム、被ばく医療等の原子力災害時における医療（以下「原子力災害医療」という。）に関する研究、遠隔操作ロボットの研究及び運用方法の開発、放射線防護措置の実効性向上に資する研究、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）技術の開発等を推進するなど、原子力防災に関する科学技術及び研究の振興を図るものとする。なお、研究の推進に当たっては、海外研究機関

を含む研究機関間はもとより、研究機関と行政機関との連携を図るものとする。

○研究分野としては、原子力や放射線影響に関する理学的・工学的・医学的研究のみならず、農学的研究、災害時の人間行動や情報伝達など社会的分野についての研究も積極的に行うものとする。

○国〔原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省等〕は、原子力防災に資するデータの集積、研究成果の収集、各種試験研究施設・設備の整備・充実を図るものとする。

○国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、文部科学省、経済産業省等〕は、研究機関等の行った原子力防災に関する研究の成果が防災施策の強化に資するよう、国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するとともに、必要に応じ原子力災害対策指針等の改定等、防災施策への反映を行うものとする。

○国〔原子力規制委員会、内閣府〕は、地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化に当たって地方公共団体が大気中放射性物質の拡散計算を活用する場合には、専門的・技術的観点から支援を行うものとする。

○国は、地方公共団体が、原子力災害時において、住民に対して具体的な避難経路、避難先を指示する際や自ら実施する避難訓練において、原子力発電所事故の状況や地域の実情（避難先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況、気象情報等）など様々な情報に加え、自らの判断と責任により大気中放射性物質の拡散計算を参考情報として活用することは妨げない。

第4節 再発防止対策の実施

○国〔原子力規制委員会〕及び原子力事業者は、原子力事業所等において原子力災害が発生した場合、その原因の究明を行い、必要な再発防止対策を講じるものとする。

○国〔原子力規制委員会、内閣府（事業所外運搬にあつては、原子力規制委員会、内閣府及び国土交通省）〕及び関係地方公共団体は、原子力事業者が原災法に基づいて行う原子力災害対策のための措置について、原子力事業者に対して適時適切に報告を求め、必要に応じて原子力事業所等への立入検査を行うものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

○第2編1章6節「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」

○災害時に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行う必要がある。特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝える必要がある。

○市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、

全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

○国及び都道府県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

○国〔内閣府〕は、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」等の取組を通じて、地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチング支援等を行うことにより、地方公共団体等の災害対応における先進技術の導入を促進するものとする。

○平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、国、地方公共団体等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

○国、地方公共団体等は、燃料、発電機、建設機械（火山災害においては除灰機材を含む。）等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

○都道府県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

○国〔国土交通省〕、都道府県及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

○国〔国土交通省等〕、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

○都道府県及び市町村は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

○国〔内閣府〕は、女性の視点による災害対応力の強化を図るため、地方公共団体において防災担当部局と男女共同参画担当部局、男女共同参画センターの連携体制が構築されるとともに、地方公共団体の災害対策本部に女性職員や男女共同参画担当職員の参加等が促進されるよう、都道府県の防災担当部局と男女共同参画担当部局に周知するものとする。

○地方公共団体は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域におけ

る防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

●第2編1章6節「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」終了
○第2編1章1節2項(4)「災害応急対策等への備え」

○国、公共機関及び地方公共団体は、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第1章第6節参照）を平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。

○特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。また、国においては、このような関係を持続的なものとするため、平常時から関係省庁間の情報交換・共有を図る会議として、「自然災害即応・連携チーム会議」を開催するものとする。

○国〔内閣官房、内閣府、消防庁等〕は、都道府県や関係省庁の幹部職員を対象とした合同研修や、災害に慣れていない地方公共団体への支援として危機管理・防災責任者を対象とした研修を実施する。また、都道府県及び関係省庁と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修等の充実や、地域が主体となる研修体制の確立を推進するとともに、公開用eラーニングの開発等を行い、国及び地方公共団体の初動対応等の災害対応能力の向上に努めるものとする。

○国及び地方公共団体は、避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。

●第2編1章1節2項(4)「災害応急対策等への備え」終了

○内閣府は、原子力防災会議決定に基づき、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置するものとする。国〔内閣府、関係省庁〕は、同協議会における要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者の協力内容等についての検討及び具体化を通じて、地方公共団体の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行うものとする。原子力事業者は、同協議会における検討等を踏まえて、原子力事業者としての協力内容や必要となる体制をあらかじめ整備し、原子力事業者の防災業務計画に反映するものとする。

○国〔内閣府、関係省庁〕、地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下本編において「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。内閣府は、原子力防災会議の了承を求めるため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告するものとする。

○国〔内閣府、関係省庁〕、地方公共団体等は、地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続

的に地域の防災体制の充実を図るものとする。

○国、地方公共団体等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

○第2編 1章 6節 2項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」

○国〔気象庁〕は、災害をもたらす可能性がある自然現象を観測し、異常現象に関する情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。

○国、公共機関、地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は、災害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、市町村、都道府県、国その他防災機関及び事故災害においては関係事業者等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものとする。特に、被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合や、被災都道府県から国への被災状況の報告ができない場合を想定し、都道府県及び指定行政機関は、都道府県職員が被災市町村の情報収集のため被災地に赴く場合又は指定行政機関の職員がその所掌事務に係る被災都道府県の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努めるものとする。

○国、公共機関、地方公共団体及び関係事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

○地方公共団体は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

○国、公共機関及び地方公共団体は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。

○国〔内閣府等〕、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、本システムを中核に防災情報を共有し災害対応を行うことができる「防災デジタルプラットフォーム」の構築を図るものとする。

○国〔内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁、文部科学省等〕及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものと

する。

○国及び地方公共団体は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

○国及び地方公共団体は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

○都道府県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

●第2編1章6節2項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」終了

○国〔内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）において、それらの情報を活用できる体制を整備するものとする。

○国、地方公共団体及び原子力事業者は、内閣府の原子力防災専門官、原子力事業者の原子力防災要員（以下「防災要員」という。）等を原子力災害発生場所等において情報の収集・連絡にあたる要員としてあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を図るものとする。

○国〔気象庁〕は、気象情報を迅速に提供するため、平常時からシステムの維持・管理を行うとともに、緊急時に適切な対応をとれるよう体制を整備するものとする。

○原子力事業者は、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）発生の通報を確実にを行うため、原子力事業所ごとに敷地境界付近におけるガンマ線を測定するための放射線測定設備（以下「敷地境界モニタリングポスト」という。）及び中性子線の測定を行うために必要な可搬式測定器等を整備するとともに、定期的に検査を行い、維持するものとする。また、排気筒での放出放射性物質の測定等に必要な測定器についても定期的に検査を行い、維持するものとする。

○原子力事業者は、原子力発電所の原子炉等の状態、敷地境界モニタリングポストの測定値、風向・風速等のデータについて、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策支援システム（以下「E R S S」という。）を運用する国〔原子力規制委員会〕のデータセンターに常時伝送するものとする。

○原子力事業者は、自然災害等により伝送が途絶することがないように、衛星回線による伝送経路の多様化、非常用発電機による電源の信頼性の確保、伝送状態監視など、原子力事業所内において必要な措置を講ずるものとする。

(2) 情報の分析整理

- 国、地方公共団体及び原子力事業者は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるものとする。
- 国〔原子力防災会議事務局、原子力規制委員会〕は、異なる専門機関に属する専門家間の平常時における交流を促進するために、専門家の間のネットワークを構築するように努めるものとする。
- 国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、平常時より防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。国等は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。

(3) 通信手段の確保

○第2編1章6節2項(3)「通信手段の確保」

- 国、地方公共団体、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。
- 国〔総務省等〕、地方公共団体等は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。
- 国、地方公共団体等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。
 - ・防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。
 - ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、国〔消防庁〕、都道府県、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図ること。
 - ・画像等の大容量データの通信を可能とするため、国及び地方公共団体等のネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。
 - ・非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図ること。
 - ・平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、他の防災関係機関等との連携に

よる通信訓練に積極的に参加すること。

- ・移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、国〔総務省〕と事前の調整を実施すること。

- ・通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。

- ・携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。

- ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。

- ・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

- ・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めること。

- ・情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。

- ・内閣府は、災害情報が官邸及び政府本部（「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう、中央防災無線網の整備・拡充等による伝送路の確保に努めること。

○電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

●第2編1章6節2項(3)「通信手段の確保」終了

○国〔内閣府、原子力規制委員会〕及び都道府県は、緊急時において、国と都道府県、都道府県と市町村の連絡を円滑に行うための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

○国〔内閣府、原子力規制委員会〕及び都道府県は、対策拠点施設と国〔官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、内閣府〕、都道府県及び市町村との間の専用回線網の整備・維持を図るものとする。

○国〔原子力規制委員会、内閣府〕及び地方公共団体は、対策拠点施設に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器を整備・維持するものとする。

○国〔原子力規制委員会、内閣府〕及び原子力事業者は、官邸、内閣府、緊急時対応

センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び関係指定公共機関との間の円滑な情報連絡を確保するため、各々の拠点間をつなぐテレビ会議システム及び衛星電話の整備を行うものとする。テレビ会議システムについては、地上回線の途絶に備え、衛星回線による伝送経路の多様化を図るなど、通信の信頼性を確保するものとする。

○国、地方公共団体等は、緊急時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用及び管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。

- ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等により収集し、迅速かつ的確に原子力災害対策本部に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。

- ・国〔原子力規制委員会〕は、原子力災害時の非常用通信設備について、信頼性の向上を図るとともに伝送状態を常時監視し、異常の発生に直ちに対応する体制を構築すること。

○原子力事業者は、通常使用する回線の途絶時又は全交流電源喪失時においても機能する電話、ファクシミリ、携帯電話、衛星電話その他非常用通信機器を整備するものとする。

○原子力事業者は、全交流電源喪失時においても、事業所内での連絡体制が確保されるよう、PHS等を整備するものとする。

(4) 各機関の防災体制の整備

○原子力事業者は、原子力事業所ごとに原子力防災組織を設置し、原子力災害合同対策協議会への派遣、原子力事業所内外の放射線量の測定その他施設敷地緊急事態に関する状況の把握、原子力災害の発生又は拡大の防止のほか、放射性物質による汚染の除去等に必要となる防災要員を、原子力事業所の事業形態、規模等に応じて十分な人数を配置するものとする。

○原子力事業者は、原子力防災組織を統括する者として、原子力事業所ごとにその事業所長等から原子力防災管理者を選任するとともに、原子力防災管理者を補佐し、また、原子力防災管理者が不在の時にその職務を代行する副原子力防災管理者を選任するものとする。また、副原子力防災管理者を複数名置く場合にはあらかじめ代行する順位等について定めておくものとする。

○原子力事業者は、原子力事業所ごとに、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策等に関し原子力事業者が講ずべき措置を定めた原子力事業者防災業務計画を作成するものとする。その際、地域防災計画（原子力災害対策編）と整合性を保つ観点から、あらかじめ関係地方公共団体と誠実に協議するものとし、また、関係都道府県の公安委員会とも協議するよう努めるものとする。

○原子力事業者は、緊急時対策所（原子力事業所）、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）等、原子力災害対応の重要拠点となる施設の整備を行うとともに、関係地方公共団体等と必要に応じ協議した上で、原子力事業所災害対策支援拠点の候補地を選定しておくものとする。

○原子力事業者は、重大事故への対応に当たり、必要に応じて他の原子力事業者等と連携し、高線量下での応急対策に必要な防災資機材を集中管理し、これを運用する常設の部隊（以下「原子力緊急事態支援組織」という。）を整備するとともに、そ

の能力を向上させるものとする。

○原子力事業者は、必要に応じて他の原子力事業者と連携し、高線量下での応急対策に必要な資機材（ロボット等）の整備を行うものとする。

○原子力事業者は、放射線防護用器具、非常用通信機器、放射線測定設備・機器その他の応急対策に必要な防災資機材を整備するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が迅速かつ的確に行われるよう、防災要員の派遣及び防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるために必要な体制をあらかじめ整備するものとする。

○国〔内閣府、原子力防災会議事務局、原子力規制委員会等〕は、指定行政機関との連絡方法、初期動作、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策、参集要員等を定めた関係省庁マニュアル（原子力災害対策マニュアル）を策定するものとする。

○原子力災害対策本部事務局の中核を担う内閣府及び原子力規制委員会は、全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）における関係者との連絡方法、原子力災害対策本部事務局等の体制、専門家の活用方策、意思決定方法、原子力緊急事態宣言と判断すべき事象の詳細、現地における対応方策等を定めておくものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は、庁舎内に電話回線、ファクシミリ、テレビ会議システム、E R S S、モニタリング情報等の表示端末等必要な資機材を備えた十分な広さを有する緊急時対応センター（原子力規制庁）を整備・維持するものとする。

○国〔原子力規制委員会等〕及び原子力事業者は、原子力防災資機材のデータベース及び緊急時の活用に必要な集中管理体制を整備するものとする。

(5) 職員の体制

○第2編1章6節2項(4)「職員の体制」

○国、公共機関、地方公共団体及び事業者は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲内での必要な宿舎の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう、訓練等の実施に努めるものとする。

○国、公共機関、地方公共団体及び事業者は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

○国及び地方公共団体は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

○国、地方公共団体及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、地方公共団体は、退職者

（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

○都道府県（市町村）は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

●第2編1章6節2項(4)「職員の体制」終了

○国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、それぞれの機関において、実情に応じ、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準、参集対象者、連絡経路を明確にしておくなど、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において相互の連携を図るものとする。

○国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、事態が長期化した場合に備えて職員の動員体制を整備するものとする。

○国は、地方公共団体等の応急活動のためのマニュアル策定を支援するものとする。

○国〔原子力防災会議事務局、内閣府、原子力規制委員会〕は、原子力施設等の周辺地域における住民等の防護措置や被災者の生活支援（以下「オフサイト対応」という。）を円滑に実施するため、原子力利用省庁（事故発生施設が電力事業者等民間企業の所有に係る場合は経済産業省、大学・研究機関等の所有に係る場合は文部科学省）をはじめ関係省庁と緊密に連携し、非常参集体制や役割分担の整理等、必要な体制整備をするものとする。

(6) 複合災害に備えた体制

○第2編1章6節4項「複合災害対策関係」

○国、地方公共団体等の防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

○国、地方公共団体等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

○国、地方公共団体等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

●第2編1章6節4項「複合災害対策関係」終了

○自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定した訓練を実施し、関係機関間の連携を強化するものとする。

(7) 防災関係機関相互の連携体制

○第2編1章6節2項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

○都道府県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

○都道府県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

○市町村は、都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

○市町村は、避難指示等を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

○地方公共団体は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、地方公共団体は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。

○国〔内閣府、消防庁〕は、地方公共団体間の相互応援協定の事例を共有し、協定締結に向けた取組を推進するものとする。

○市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

○都道府県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するとともに、国は、都道府県が必要に応じて、管内市町村への応援・派遣やその受援に係る調整を円滑に行うことができるような仕組みを検討するよう努めるものとする。

○地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

○地方公共団体は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、

仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

○国〔警察庁〕及び都道府県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。

○国〔消防庁〕及び地方公共団体は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努めるものとする。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

○国〔厚生労働省〕及び都道府県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

○国〔厚生労働省〕及び都道府県は、日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）、日本栄養士会災害支援チーム（J D A－D A T）等との連携等に努めるものとする。

○国〔厚生労働省〕は、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の整備が促進されるよう、支援活動に関する研究及び都道府県等の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等に対する教育研修を推進するものとする。

○都道府県等は、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

○国〔厚生労働省〕及び都道府県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（D W A T）等の整備に努めるものとする。

○国〔厚生労働省〕は、災害派遣福祉チーム（D W A T）の活動内容の標準化及び質の確保を図るため、研修を実施し、各地域を主導する人材の育成を図るものとする。

○国〔国土交通省〕は、緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、支援体制の充実・強化を図るものとする。

○国〔農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等〕、地方公共団体等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

○国〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省等〕、地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠

点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

○国〔総務省〕は、地方公共団体等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。

○国〔総務省〕は、災害対応に慣れていない市町村が適切に災害マネジメントを行えるよう、総括支援チームの役割、派遣要請の方法等について周知を図るものとする。

○国〔総務省、消防庁〕は、研修等を通じて、全国における災害対策の質的向上の観点も含め、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員の確保、育成を図るものとする。

○国〔総務省〕は、発災直後の人手が不足する市町村における対口支援の活用を促進するため、対口支援団体の派遣要請の方法等について周知を図るものとする。

○国〔総務省〕は、応急対策職員派遣制度により登録される災害マネジメント支援員や対口支援の要員の育成・充実の一環として、住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付に係る説明会等への積極的な参加を地方公共団体に対して促すものとする。

○都道府県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

○国〔総務省〕は、大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるため、地方公共団体に対して、復旧・復興支援技術職員派遣制度の周知や、中長期派遣可能な技術職員の登録の呼びかけ等を行うものとする。

●第2編1章6節2項(5)「防災関係機関相互の連携体制」終了

○原子力事業者は、緊急時における迅速かつ円滑な応急対策が図られるよう、原子力事業者間の連携体制を整備するものとする。

○国、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、防災関係機関相互の連携体制を強化するため、応急活動及び復旧活動に関し、平常時より各機関間における連携を強化しておくものとする。特に、国〔原子力防災会議事務局〕、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び関係機関は、原子力災害対策協議会を設け、連携強化を図るものとする。

○国〔原子力防災会議事務局、原子力規制委員会、内閣府、警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕は、警察機関、消防機関、海上保安部署、自衛隊の実動組織間で緊急時における迅速かつ円滑な応急対策が図られるよう、日頃から、原子力災害を想定した訓練を行うなど体制を整備するものとする。

○市町村は、屋内退避又は避難のための立退き等の指示等を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

○地方公共団体は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（居

住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。)及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図るものとする。また、国〔内閣府等〕は、地方公共団体が民間事業者と締結する協定等で定めておくべき内容について、マニュアル等においてあらかじめ明示するとともに、地方公共団体と民間事業者との協定締結に向けた支援を行うものとする。

○国〔内閣府、原子力規制委員会、原子力防災会議事務局等〕は、地方公共団体が地域防災計画を策定する上で災害想定を始めとする支援を要請した場合には、専門家による助言や、地域防災計画作成マニュアルの整備等、必要な支援を行うものとする。

○原子力緊急事態宣言発出後における官邸、内閣府及び緊急時対応センター（原子力規制庁）と現地との連絡については、情報伝達のルートが錯綜することを避ける観点から、原則として原子力施設等における応急措置（以下「オンサイト対応」という。）に関する情報については原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）を通じ、オフサイト対応に関する情報については原子力災害現地対策本部（対策拠点施設）を通じて行うこととする。

○原子力施設事態即応センター及び原子力災害現地対策本部が大規模な自然災害の影響等の事由により十分機能していない場合には、原子力災害対策本部事務局が支援・代替を行うものとする。

○原子力事業所における応急対策は原子力事業者の責任において実施すべきものであり、原子力事業者は応急対策に必要な資機材や実施手順等を予め整備する。国〔原子力防災会議事務局、原子力規制委員会、関係省庁〕は、原子力事業者における整備状況を踏まえ、実動組織を含む関係機関による応急対策への支援について検討するものとする。

○このため、国〔原子力防災会議事務局、原子力規制委員会〕は、関係省庁と原子力事業者が、平常時から、原子力事業者の装備資機材の整備状況及び訓練の実施状況等の情報を共有し、応急対策及びその支援について検討するための連絡会議を設ける。また、国〔原子力防災会議事務局、原子力規制委員会〕は、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者等が参加する訓練を活用して、連絡会議における検討内容の検証を行うものとする。

○国〔原子力防災会議事務局、内閣府、原子力規制委員会〕は、連絡会議における検討結果、訓練結果の検証等を踏まえ、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等と協議の上、原子力災害対策マニュアル等に反映する。

(8) 都道府県等と自衛隊との連携体制

○第2編 1章 6節 2項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」

○都道府県等と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制を構築し、その強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努めるものとする。

○都道府県知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長及び空港事務所長は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えてお

くものとする。

○都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

●第2編1章6節2項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」終了

(9) 緊急事態応急対策等拠点施設の指定、整備

○国〔内閣府、原子力規制委員会〕は、原子力緊急事態宣言発出後に原子力災害現地対策本部を設置し、国、地方公共団体、原子力事業者等の関係機関が一堂に会し、情報の共有化を図り、関係機関が一体となった緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施するための対策拠点施設をあらかじめ指定するものとする。また、国、地方公共団体、原子力事業者等は、対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練等に活用するものとする。

○国〔内閣府、原子力規制委員会〕は、対策拠点施設が自然災害等で機能不全になったときに備え、あらかじめ代替施設を指定しておくものとする。

○国〔内閣府、原子力規制委員会〕、地方公共団体及び原子力事業者は、平常時より協力して、それぞれの役割と責任に応じて、対策拠点施設及びその代替施設における応急対策の実施に必要な設備、資機材、資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。

○国〔内閣府、原子力規制委員会〕は、地方公共団体の対策拠点施設及びその代替施設の非常用通信設備の整備、対策拠点施設内の放射線防護対策等、施設の整備の推進を支援するものとする。

(10) 緊急時モニタリング体制の整備

○緊急時モニタリングについては、原子力規制委員会の統括の下、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するものとする。なお、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は、あらかじめ緊急時モニタリングに動員可能な資機材及び要員について把握し、その動員の計画を策定するものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は、緊急時モニタリングセンターの組織体制を整備するものとする。

○地方公共団体は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援の下、平常時モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施するとともに、原子力災害対策指針等に基づき、地域防災計画において緊急時モニタリング計画を策定し、モニタリングポストの整備・維持、モニタリング要員の確保等緊急時モニタリング体制の整備を図るものとする。なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定する際、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とする。

○国〔原子力規制委員会〕、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、原子力事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者は、現地に動員すべき緊急時モニタリ

ング要員及び資機材の動員体制を整備・維持するものとする。

○国〔原子力規制委員会等〕は、モニタリング結果等の集約、共有及び表示が可能な仕組みを整備するものとし、平常時から様々な事態を想定した運用訓練等を行うものとする。

○国〔原子力規制委員会等〕は、モニタリング結果等について、自然災害等により情報が途絶することがないように、適切な仕組みを整備し、その維持管理を行うとともに、対策拠点施設への接続等必要な措置を講ずるものとする。

○原子力事業者は、敷地境界モニタリングポストのほか、排気筒モニタ、ガンマ線サーベイメータ、中性子線サーベイメータ、空間放射線積算線量計（TLD（熱ルミネセンス線量計）、ガラス線量計、電子式線量計等）、ダストサンプラ、ヨウ素サンプラ等必要な測定用資機材を整備するものとする。

○原子力事業者は、放射線量の測定及びその他の施設敷地緊急事態に関する状況の把握を行う防災要員をあらかじめ置くものとする。

○原子力事業者は、自ら放射線や放射性物質の放出源を中心とした緊急時モニタリングを行うとともに、国、地方公共団体及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、防災要員の派遣、緊急時モニタリング資機材の貸与等に必要な体制を整備するものとする。

○国〔原子力規制委員会、水産庁、気象庁、環境省、防衛省等〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、必要に応じて、対応可能な範囲で空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して、実施又は支援のための適切な体制を整備するものとする。

○国〔海上保安庁〕は、海上における緊急時モニタリングに関し、原子力災害対策本部が国〔海上保安庁〕に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは、巡視船艇等を出動させるなど、緊急時モニタリングのための海上行動に関し、対応可能な範囲で、必要な支援をするための適切な体制を整備するものとする。

(11) 原子力施設の状態等の予測

○原子力事業者は、原子力施設の状態予測等を行うための機能を平常時から適切に整備するものとする。

(12) 住民等の被ばく線量の把握体制の整備

○国〔原子力規制委員会、環境省〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、住民等の被ばく線量の把握を迅速に行えるよう、モニタリングデータ及び移動（行動）から線量推計を行うためのツール（ソフトウェア）の整備・維持を行うとともに、線量評価要員の確保等、住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。

○地方公共団体は、国〔原子力規制委員会、内閣府〕の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適

切に行えるよう、必要な資機材（NaI（Tl）サーベイメータ、甲状腺モニタ、ホールボディカウンタ等）の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定等、住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。

○国〔原子力規制委員会、内閣府、環境省〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、地方公共団体が健康調査・健康相談を適切に行う観点から行う被ばく線量の把握を支援するため、NaI（Tl）サーベイメータ、ホールボディカウンタ、甲状腺モニタ等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保等を行うものとする。

(13) 専門家の派遣体制

○国〔原子力規制委員会、内閣府、原子力防災会議事務局、文部科学省、経済産業省等〕は、原子力災害時に、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等〕その他研究機関等の原子炉工学、放射線防護等に関する専門家を招集し、技術的助言を得るため、あらかじめ招集する専門家のリストを指定公共機関等と調整した上で作成し、非常招集体制を整備するものとする。

○国〔原子力規制委員会、内閣府、文部科学省、経済産業省等〕は、緊急時に指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等〕その他研究機関等の原子炉工学、放射線防護等に関する専門家を招集し、招集された専門家は収集された情報をもとに被災状況及び応急対策について評価・検討し、国等が行う緊急事態応急対策への技術的支援を行う体制の整備をするものとする。

○国〔原子力規制委員会、内閣府、原子力防災会議事務局、文部科学省、経済産業省〕は、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等からのモニタリング、医療等に関する専門家、原子力災害現地対策本部等の要員等の迅速な派遣体制を確保するため、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕に対する輸送支援の要請を含む現地への移送手段等について、原子力事業所ごとにあらかじめ関係機関と調整の上定めておくものとする。

○地方公共団体は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、国に対し事態の把握等のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めておくものとする。

(14) 公的機関等の業務継続性の確保

○第2編1章6節2項(7)「公的機関等の業務継続性の確保」

○国〔中央省庁〕は、首都中枢機能が地震により激甚な被害を被った場合等に備え、発災後に実施する災害応急対策業務及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な中央省庁の業務の実施体制を整えることとする。また、中央省庁以外の国の機関においても、業務継続計画の策定等により、業務継続体制の確保を図ることとする。

○地方公共団体等の防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常

業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

○特に、地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

●第2編1章6節2項(7)「公的機関等の業務継続性の確保」終了

2 避難の受入れ及び情報提供活動関係

○第2編1章6節7項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」

○市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

○都道府県（救助実施市）は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。

○地方公共団体は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

●第2編1章6節7項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」終了

(1) 避難誘導

○第2編1章6節7項(1)「避難誘導」

○市町村は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

○市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

○国及び地方公共団体は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、訪日外国人向けの周知について十分配慮するものとする。

○国〔国土地理院〕は、災害時の避難誘導や応急活動を支援するため、避難路、緊急

輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路や災害時の拠点となる公共施設、指定緊急避難場所等を反映した地理空間情報の整備、公開に努めるものとする。

○市町村は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。

○避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

○地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

○地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

○地方公共団体は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

○都道府県・保健所設置市及び特別区の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（都道府県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

○市町村（都道府県）は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

○市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

○市町村は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるとともに、国〔農林水産省〕は、都市農地の防災機能の周知等を図るものとする。

●第2編1章6節7項(1)「避難誘導」終了

○地方公共団体は、屋内退避及び避難誘導計画をあらかじめ策定するものとし、国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府〕及び原子力事業者は、必要な支援を行うものとする。特に、PAZ内の地方公共団体（PAZを管轄を含む地

方公共団体をいう。以下同じ。)においては、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定するものとする。また、実用発電用原子炉施設からおおむね半径30km圏内の原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置を準備する区域(以下「UPZ」という。)内の地方公共団体(UPZを管轄に含む地方公共団体をいう。以下同じ。)においても、広域避難計画を策定するものとする。

○地方公共団体は、屋内退避、避難や避難退域時検査及び簡易除染の場所・方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

○地方公共団体は、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するものとする。

(2) 指定緊急避難場所

○第2編1章6節7項(2)「指定緊急避難場所」

○指定緊急避難場所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。

○指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

○指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

●第2編1章6節7項(2)「指定緊急避難場所」終了

○指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設であつて、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。なお、風向等の気象条件により、避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。

(3) 指定避難所

○第2編1章6節7項(3)「指定避難所等」

○指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。

○市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

○指定避難所については、市町村は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

○市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

○市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

○指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

○市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

○市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

○指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

○市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

○市町村は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

○地方公共団体は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

○市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資する

テレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

○市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

○市町村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。国〔総務省〕は、通信設備の迅速な立ち上げや継続的な運営に必要な体制の整備に努めるものとする。

○市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

○市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

○市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

○都道府県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。

○都道府県は、あらかじめ、介護保険施設、障害者支援施設等に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

○市町村（都道府県）は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

○市町村（都道府県）は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

○市町村（都道府県）は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

●第2編1章6節7項(3)「指定避難所等」終了

○指定避難所の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定避難所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

○第2編1章6節7項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」

○市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

○市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

○市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、NPO、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

○市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

○市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

○市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えい

の防止等必要な措置を講じるものとする。

○市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

○市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

○市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

○都道府県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

○国〔気象庁〕は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

●第2編1章6節7項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」終了

(5) 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係

○第2編1章6節7項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」

○国、地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

○国等は、発災後の経過に応じて地方公共団体、被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

○市町村（都道府県）は、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。

○国〔消防庁、気象庁、総務省等〕及び市町村（都道府県）は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

○国〔総務省等〕、地方公共団体及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

○国、公共機関及び地方公共団体は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

○国〔内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省〕及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確

実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

○国〔内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省〕及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

○国〔内閣府、法務省、総務省、消防庁、気象庁、観光庁〕は、在日・訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図るものとする。

○国〔総務省〕は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

○国及び市町村（都道府県）は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

○国、地方公共団体、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

○電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

○国〔総務省〕及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

○放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

○国〔内閣府、消防庁〕、地方公共団体等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、国民に対する普及啓発に努めるものとする。

○国及び地方公共団体及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

●第2編1章6節7項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」終了

○国、市町村（都道府県）及び原子力事業者は、情報収集事態（原子力事業所所在市町村で震度5弱又は震度5強が発生した事態をいう。以下同じ。）及び警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

○国、指定公共機関及び地方公共団体は、原子力災害の特殊性にかんがみ、要配慮者及び一時滞在者に対し災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

○国、地方公共団体、放送事業者等は、被災者の危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を

図るものとする。

○国、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体は、住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ準備しておくものとする。

○国、地方公共団体及び原子力事業者は、平常時より周辺住民に対し、放射線防護等に関する正しい知識の普及・啓発に努めるものとする。

3 緊急輸送活動関係

○第2編1章6節6項「緊急輸送活動関係」

○地方公共団体は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、（火山災害においては、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受ける恐れのある区域を考慮しつつ）、関係機関と協議の上、都道府県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

○地方公共団体は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材について、必要に応じ当該地に備蓄するよう努めるものとする。

○地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

○国〔農林水産省、国土交通省、消防庁〕及び地方公共団体は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に災害に対する安全性の確保（雪害においては特にスノーシェットの設置、除雪体制の強化等）に配慮するものとする。

○国〔警察庁、国土交通省〕及び地方公共団体等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。また、都道府県警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。

○国〔警察庁〕及び都道府県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。

○国〔警察庁〕及び都道府県警察は、災害時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

○国〔警察庁〕及び都道府県警察は、広域的な交通管理体制を整備するものとする。

○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるも

のとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

○国〔国土交通省〕は、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、地方公共団体、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制を構築するものとする。

○国〔国土交通省、水産庁〕、港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、地方公共団体は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

○国〔経済産業省、国土交通省〕及び地方公共団体は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

○国〔警察庁、経済産業省等〕及び地方公共団体は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

○国〔資源エネルギー庁〕は、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築、地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄、出荷機能の強化等を図るものとする。

●第2編1章6節6項「緊急輸送活動関係」終了

○国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府等〕は、緊急時に対策拠点施設、原子力施設事態即応センター等に派遣する職員の派遣体制を整備・維持するものとする。現地への国の職員の派遣に当たっては、車両、航空機等による輸送支援について、緊急輸送関係省庁に対する派遣要請等を迅速に行い得るようあらかじめ必要なマニュアル等を整備するものとする。

○国〔国土交通省〕及び道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、被害状況の把握装置や情報板などの整備を行い、道路管理の充実を図るものとする。

4 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の服用及び消火活動関係

(1) 救助・救急活動関係

○第2編1章6節5項(1)「救助・救急活動関係」

○地方公共団体、空港管理者及び民間救助・防災組織等（海上災害の場合に限る。）は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、船舶、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際、国は、整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。

○救助・救急関係省庁〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕は、救助用資機材の整備を推進するものとする。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

○救助・救急関係省庁及び地方公共団体は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

○救助・救急関係省庁、地方公共団体及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

○国〔消防庁〕及び地方公共団体は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

●第2編1章6節5項(1)「救助・救急活動関係」終了

○原子力事業者は、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理して、被ばく医療等を行える体制を整備しておくとともに、原子力災害時には、原子力事業者による原子力事業所内の医療施設における医療提供が困難になり得ることから、指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図り、医療機関、原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省、救助・救急関係省庁〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕、地方公共団体等の関係機関と通報連絡、被ばく傷病者等の搬送、受入れ、救急医療に精通した医師等のネットワークを活用した医療従事者の派遣又はあっせんについて緊密な関係を維持するものとする。

(2) 医療活動関係

○国〔原子力規制委員会〕は、地方公共団体と協力し、原子力災害医療体制の構築及び原子力災害医療派遣体制の整備・維持を行うものとする。その際、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制となるよう、国〔厚生労働省〕と協力をするものとする。

○日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、地方公共団体及び原子力事業者は、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるとともに、国〔内閣府〕は、地方公共団体の取組を支援するものとする。

る。国〔原子力規制委員会、内閣府、厚生労働省〕は、地方公共団体が医療資機材等を整備する際には、整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。

○原子力災害医療を行う国公立病院等の専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

○地方公共団体は、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力事業者等と調整の上、地域ごとに原子力災害医療の中核的機能を担うための拠点となる原子力災害拠点病院を指定し、原子力災害対策に協力できる原子力災害医療協力機関を登録するなど、地域の原子力災害医療体制の整備に努めるものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は、主に原子力災害拠点病院で対応が困難な被ばく傷病者等の受入れを行う高度被ばく医療支援センターを指定するとともに、複数の機関を指定する場合は、そのうちの機関を中心的・先導的な役割を担う基幹高度被ばく医療支援センターとして指定するほか、原子力災害医療派遣チームの派遣及び派遣調整を行う原子力災害医療・総合支援センターの指定を行うなど、原子力災害医療体制の整備に努めるものとする。

○国〔原子力規制委員会〕及び地方公共団体は、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、原子力災害医療に係る情報システムの整備に努めるものとする。

○高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等は、原子力災害医療に係る情報システムの活用に努めるものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、被災地域外の地方公共団体等と協力して、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等が原子力災害医療派遣チームを編成できるよう、体制の整備を行うものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は、原子力災害発生時に迅速な派遣が可能な原子力災害医療派遣チームに参加する医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。

○原子力災害対策重点区域内の道府県（以下「立地道府県等」という。）は、原子力災害医療派遣チームが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、原子力災害医療派遣チームから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームへの一層の改善に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、原子力事業者及び関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

○地方公共団体は、被ばく医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な原子力災害医療が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。

○国〔原子力規制委員会〕及び地方公共団体は、文部科学省及び厚生労働省と協力して、外来診療及び入院診療に対応する原子力災害拠点病院及び一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するように努めるものとする。

○高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び原子力災害拠点病院は、関係医療機関の放射線障害に対する医療体制の実効性向上のため、医

師及び看護師等に対する研修プログラムを実施するなど、原子力事業者と連携し、国及び地方公共団体による原子力災害医療体制の整備に協力するものとする。

(3) 安定ヨウ素剤の配布及び服用関係

○地方公共団体は、国〔原子力規制委員会〕の判断を踏まえ、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、原子力災害対策指針を参考に、事前配布の実施、避難経路近傍等における備蓄、緊急時の配布手段の準備などの必要な措置を講じるものとする。

○地方公共団体は、U P Zにおいても、P A Z内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、自らの判断で、平常時に事前配布を行うことができるものとする。

○地方公共団体は、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。

(4) 消火活動関係

○原子力事業者は、平常時から原子力事業所における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努めるものとする。

○市町村（都道府県）は、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する平常時から原子力事業者等と連携を図り、原子力事業所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

5 防災業務関係者の安全確保関係

○国〔原子力規制委員会、厚生労働省〕は、緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の放射線防護に係る基準をあらかじめ定めておくものとする。

○被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、上述の基準を適用する、又は同基準を参考として、当該防災業務関係者の放射線防護に係る指標をあらかじめ定めておくものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された組織は、上記の基準を参考として、要請した組織と協議して同指標を定めることができるものとする。

○原子力事業者は、応急対策を行う防災要員の安全を確保するため、汚染防護服、防護マスク、除染設備等放射線防護用器具の配備を行うものとする。

○原子力事業者は、国、地方公共団体及び他の原子力事業者の実施する応急対策に対し、必要に応じて除染等を行う防災要員の派遣、放射線防護用器具の貸与等を行うなど相互に協力するものとする。また、原子力事業者は、関係機関への通報に当たって、不要な放射線被ばくを防止するための適切な通報を行うものとする。

○国、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。

○国、地方公共団体及び原子力事業者は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

○国、地方公共団体及び原子力事業者は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対し、安全確保に関する必要な研修、教育訓練を行うものとする。

6 物資の調達、供給活動関係

○第2編1章6節8項「物資の調達、供給活動関係」

○地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

○地方公共団体は、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

○地方公共団体は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

○国〔内閣府、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、総務省〕は、食料、飲料水、医薬品、燃料等の生活必需品、生産体制等の関係により調達に時間がかかる物資（段ボールベッド、パーティション等）及び通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。

○国〔経済産業省等〕は、生活必需品等の物資のうち、生産拠点が被災することなどにより供給不足に陥るおそれのあるものについて、地方公共団体及び一般消費者への情報提供に努めるものとする。

○国〔農林水産省、経済産業省、厚生労働省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量について、毎年度調査するものとする。

食料…精米、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、レトルト食品、包装米飯、乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）、飲料水（ペットボトル）、介護食品等の特別な配慮を要する避難者向け物資

生活必需品…下着、毛布、作業着、タオル、小型エンジン発電機、卓上カセットこんろ、カートリッジボンベ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯、乾電池、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、乳児用・小児用おむつ、女性用品、マスク、消毒液

○国及び地方公共団体の備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。

○国〔内閣府、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、消防庁、国土交通省等〕及び都道府県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。

○国〔内閣府、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、消防庁、国土交通省等〕は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待

たずに指定避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みを、あらかじめ構築するものとする。

○国〔国土交通省、消防庁等〕及び地方公共団体は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

○都道府県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

●第2編1章6節8項「物資の調達、供給活動関係」終了

○国、関係地方公共団体及び原子力事業者は、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくものとする。

○国、地方公共団体及び原子力事業者等は、備蓄を行うに当たって、大規模な原子力災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

7 海外等からの支援の受入活動関係

○第2編1章6節9項「海外等からの支援の受入活動関係」

○国〔内閣府、原子力規制委員会、外務省、消防庁、警察庁、防衛省、厚生労働省〕は、海外等からの支援（在日米軍からの支援を含む。以下同じ。）について、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけない自己完結型であるかなどを、発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図っておくものとする。

○国〔内閣府、原子力規制委員会等〕は、あらかじめ海外等からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し、受入判断、受入手続、人員・物資のマッチング方法など、その対応方針を関係省庁において定めておくものとする。

○国〔内閣府、原子力規制委員会、外務省、農林水産省、消防庁、警察庁、防衛省等〕は、海外等からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続等について、あらかじめ定めておくものとする。

○国〔外務省等〕は、大規模地震等が発生した際、我が国の被災状況及び政府の対応状況と併せて、海外からの支援受入れに対する我が国の基本的な考え方について、あらかじめ外国政府に周知するよう努めるものとする。

●第2編1章6節9項「海外等からの支援の受入活動関係」終了

8 防災関係機関等の防災訓練等の実施

(1) 訓練計画の策定

○国〔内閣府、原子力規制委員会〕は、指定行政機関と相互に協力して、国、地方公共団体、原子力事業者等が共同して行う総合的な防災訓練の実施についての計画を

毎年度共同して策定するものとする。

○国〔内閣府、原子力規制委員会〕が策定する総合的な防災訓練の実施についての計画には、当該年度における防災訓練の対象となる原子力事業所、実施する時期、共同して訓練を行う主体、施設敷地緊急事態発生の通報、全面緊急事態の想定、原子力緊急事態宣言、原子力災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会の運用に関すること等を定めるものとする。

○国〔内閣府、原子力規制委員会〕は、原子力事業者が策定する訓練計画について指導を行うとともに、必要に応じ訓練に立ち合い、実施状況を確認するものとする。

○道府県が実施する原子力防災訓練のうち、特に国の関係機関が参加し総合的に実施する防災訓練については、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等について、地域原子力防災協議会において検討するものとする。

(2) 訓練の実施

○国、地方公共団体、原子力事業者等の関係機関等は、国〔内閣府、原子力規制委員会〕が策定する総合的な防災訓練の実施についての計画に基づいて、住民の参加を考慮した防災訓練を共同して実施するものとする。また、地方公共団体、原子力事業者等は、総合的な防災訓練のほか、通報、モニタリング、原子力災害医療等の防災活動の要素ごと、地域ごとに定期的に訓練を実施することが必要であり、これに実動機関を含む関係機関等は積極的な支援を行うものとする。

○国は、各種防災訓練に積極的に参加し、地方公共団体等との連携を図るものとする。

(3) 実践的な訓練の実施と事後評価

○国〔原子力規制委員会、内閣府〕、地方公共団体、原子力事業者等が訓練を行うに当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

○国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府〕、地方公共団体、原子力事業者等は、訓練後には専門家の評価も活用し、課題等を明らかにし、必要に応じ、防災訓練計画やマニュアルの改善等を行うものとする。

○訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等は、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有するものとする。訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等は、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとする。

○原子力事業者は、重大事故等を想定した訓練の結果を国〔原子力規制委員会〕に報告するものとする。国〔原子力規制委員会〕は、当該結果報告の評価を行うとともに、必要に応じ原子力事業者に対し原子力防災体制等の改善その他必要な措置命令を行うものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

(4) 防災業務関係者に対する研修

○国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリング及び原子力災害医療の必要性など原子力災害対策の特殊性を踏まえ、防災業務関係者に対する研修の充実・強化に努めるものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は、文部科学省及び厚生労働省と協力し、原子力災害医療の実施に備え、医療機関等に対し、基本的な放射線や被ばくに関する基本的な知識と被ばく傷病者等への対処に係る技術についての教育・研修・訓練等を実施するものとする。

○原子力事業者は、防災要員及び協力会社等の職員に対して、十分な原子力防災に関する研修を行うものとする。

○国〔原子力規制委員会、内閣府〕は、緊急時の原子力防災専門官の業務内容について具体的に定めたマニュアルを作成するとともに、原子力防災専門官等に対し、その能力の維持・向上のため原子力防災等に関する研修を行うものとする。

9 災害復旧への備え

○国、地方公共団体及び原子力事業者は、災害復旧に資するため、放射性物質による汚染の除去に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え

○核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（本節及び第2章第7節において「原子力事業者等」という。）、原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、国土交通省、海上保安庁、警察機関及び消防機関は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図るものとする。その際、原子力事業者は、核物質防護上問題を生じない範囲において、消防機関及び海上保安庁に必要な運搬情報の提供等の協力に努めるものとする。

○原子力事業者等は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、

- ・原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府、国土交通省、最寄りの警察機関、消防機関、海上保安部署及び自衛隊への迅速な通報
- ・消火、延焼防止の措置
- ・核燃料輸送物の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外の者の立入りを禁止する措置
- ・緊急時モニタリングの実施
- ・運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- ・核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- ・放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ・その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置

といった危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、

必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図るものとする。

○国〔原子力規制委員会、内閣府、国土交通省、原子力防災会議事務局〕は、核燃料物質等の運搬中の事故の発生について原子力事業者等から報告を受け、関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合又は関係省庁の求めがある場合には、直ちに関係機関への連絡、放射性物質輸送事故対策会議の開催（特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）の発生に至った場合には、関係省庁事故対策連絡会議の開催）、事故情報の収集、国の職員及び専門家の現地への派遣、対外発表等の危険時の措置等を迅速に行うために必要な体制を整備するものとする。

○原子力事業者等は、運搬中の事故により特定事象が発生した場合、直ちに原子力防災管理者を通じ官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府、国土交通省並びに事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察機関、消防機関及び海上保安部署など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備するものとする。

○国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、国土交通省、文部科学省〕は、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等の各分野の専門家をあらかじめ派遣専門家として登録し、また、必要な資機材についても指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等に適切に整備・維持させるものとする。

○国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府、国土交通省〕は、現地への国の職員及び専門家の派遣に当たっては、車両、航空機等による輸送支援について、緊急輸送関係省庁に対する派遣要請等を迅速に行い得るようあらかじめ必要なマニュアル等を整備するものとする。

○事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県に報告し、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と相互に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。

○事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。

○事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。

○国及び原子力事業者は、職員の研修及び防災訓練その他原子力施設における原子力緊急事態応急対策等に準じた対策を行うために必要な体制を整備するものとする。

○国〔原子力規制委員会、国土交通省〕及び原子力事業者は、核燃料物質等の運搬中において事故が発生した場合、その原因の研究を行い、必要な再発防止策を講じることにより、原子力災害の未然防止に努めるものとする。

○国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、国土交通省〕、原子力事業者等は、原子力緊急事態に至った場合においても、国、原子力事業者等が主体的に対応するよう核燃料物質安全輸送マニュアル等の充実・強化を図るなど必要な体制を整備するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

1 情報収集事態発生時の連絡等

- 情報収集事態を認知した場合、原子力規制委員会及び内閣府は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室を設置するとともに、官邸に職員を派遣するものとする。
- 原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対し情報提供を行うものとする。
- 原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、P A Z内及びU P Z内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとする。

2 警戒事態発生時の連絡等

- 警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断した場合は、原子力規制委員会及び内閣府は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置するとともに、官邸に職員を派遣するものとする。
- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとする。
- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、P A Z内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。また、原子力事業所の被害状況に応じて、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を要請するものとする。その際併せて、気象情報を提供するものとする。原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、P A Z内の地方公共団体との間において、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- 国〔原子力規制委員会〕、地方公共団体、原子力事業者及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、緊急時モニタリングセンターの立上げ準備、モニタリングポストの監視強化その他の緊急時モニタリングの準備を行うものとする。
- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、U P Z内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、U P Z外の地方公共団体（P A Z外であり、かつU P Z外である区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。その際併せて、気象情報を提供するものとする。
- 国〔原子力規制委員会〕、地方公共団体、原子力事業者及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、緊急時モニタリングセンターの立上げ準備、モニタリングポストの監視強化その他の緊急時モニタリングの準備を行うものとする。

- 原子力規制委員会、内閣府及び原子力事業者は、警戒事態が発生した場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、内閣府、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを起動するものとする。
- 原子力事業者は、警戒事態から通常状態への復旧を図るとともに、原子力事業所内における防護措置の事前準備を行うものとする。

3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等

(1) 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡

- 原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書を送信する。さらに、送信後、直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお、通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては、原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。
- 地方公共団体は、通報がない状態において地方公共団体が設置しているモニタリングポストにおいて施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するものとする。連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、その結果を国〔原子力規制委員会〕及び関係地方公共団体に連絡するものとする。
- 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係地方公共団体及び関係都道府県の警察本部に連絡するものとする。
- 原子力規制委員会及び内閣府は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部を設置するものとし、また、関係省庁事故対策連絡会議を設置するものとする。
- 国〔原子力規制委員会、内閣府、関係省庁〕、地方公共団体及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちにあらかじめ定めた非常参集体制を発動し、官邸、内閣府、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点等にそれぞれ非常参集職員を参集させるものとする。
- 国〔原子力規制委員会、内閣府〕は、内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）及び内閣府大臣官房審議官又はその代理の職員を対策拠点施設に、原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁の職員に加え、必要に応じ、原子力規制委員会委員を原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）に派遣するものとする。
- 国〔原子力利用省庁〕は、原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な職員を原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等に派遣するものとする。
- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、P A Z 内の地方公共団体に対し、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷

地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請するものとする。

○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、UPZ内の地方公共団体に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するものとし、UPZ外の地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

○関係地方公共団体が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部等において、要請内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、要請後においても、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部と関係地方公共団体等は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

○原子力規制委員会及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、内閣府、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び関係指定公共機関、自然災害に対応する政府本部が設置されている場合には当該本部を結ぶテレビ会議システムを通じた各拠点間の連絡体制を確認するものとする。

○現地に配置された原子力規制庁の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、緊急時対応センター（原子力規制庁）に随時連絡するものとする。

○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、原子力防災管理者から通報・連絡を受けた事項、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報、住民の避難準備に係る事項等について、指定行政機関に連絡するものとする。

○指定行政機関は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部から連絡を受けた事項について、指定公共機関に連絡するものとする。

○所在都道府県及び関係周辺都道府県は、原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市町村に連絡するものとする。

○地方公共団体は、原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡（関係周辺市町村の場合は、所在都道府県又は関係周辺都道府県からの連絡）を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

○気象庁は、気象情報を、官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）及び対策拠点施設に連絡するものとする。

(2) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

○原子力事業者は、官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとする。原子力規制委員会は、連絡を受けた場合、現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。

る。なお、通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては、原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。

○現地に配置された原子力規制庁の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、緊急時対応センター（原子力規制庁）に随時連絡するものとする。

○内閣府は、原子力防災専門官に対し、現地における情報の収集、原子力事業者、地方公共団体、現地事故対策連絡会議等との間において連絡・調整等を行うよう指示するなど現地との緊密な連携の確保に努めるものとする。

○原子力規制委員会及び内閣府は、官邸〔内閣官房〕、内閣府（防災担当）、関係省庁、関係地方公共団体等との間において、原子力事業者及び地方公共団体から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

○指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、指定行政機関との間において、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

○所在都道府県、関係周辺都道府県は、関係周辺市町村との間において、原子力事業者、原子力規制委員会及び内閣府から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

○地方公共団体は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡（関係周辺市町村の場合は、所在都道府県又は関係周辺都道府県からの連絡）を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

○所在都道府県及び所在市町村は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

○国〔原子力規制委員会、内閣府〕、関係省庁及び関係地方公共団体、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者等は、現地事故対策連絡会議等との連携を密にするものとする。

4 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

○原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書を送信する。さらに、送信後、直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお、通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては、原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。

○原子力規制委員会は、全面緊急事態に至ったことにより、原災法第 15 条に基づき、原子力緊急事態が発生していると認める場合、その旨を直ちに内閣総理大臣に上申するものとする。

○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、官邸〔内閣官房〕に原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する原災法第 15 条第 3 項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を関係する地方公共団体の長に伝達するものとする。その際併せて、緊急時モニタリングの結果、気象情報等を提供するものとする。

る。

○関係地方公共団体が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部等において、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・ P A Z 内の避難者の数及び避難の方針
- ・ U P Z 内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
- ・ 避難ルート、避難先の概要
- ・ 移動手段の確保見込み
- ・ その他必要な事項

○全面緊急事態を受けて設置された原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに関係省庁及び関係地方公共団体に連絡し、関係省庁は官邸、内閣府、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設等予め指定された場所に参集することとなっている職員を参集させるものとする。

○原子力災害現地対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体の災害対策本部、指定地方公共機関、原子力事業者その他関係機関は、対策拠点施設に職員を派遣し、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民避難・屋内退避状況等の必要な情報を常時継続的に共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

○関係機関は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

○現地に配置された原子力規制庁の職員は、現場の状況等の把握に努め、緊急時対応センター（原子力規制庁）に随時連絡するものとする。

○原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等現地に配置された原子力規制庁の職員は、対策拠点施設において、必要な情報の収集を行うとともに、原子力事業者、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、関係機関等の間の連絡・調整等を行うものとする。

○原子力災害現地対策本部は、原子力災害対策本部との間において、地方公共団体等から連絡を受けた避難活動等の状況を随時連絡するなど相互の連絡を密にするものとする。

○原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとする。（所在都道府県及び関係周辺都道府県は、その内容を関係周辺市町村に連絡するものとする。）

○気象庁は、気象情報を、官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）及び対策拠点施設に連絡するものとする。

5 施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動

(1) 緊急時モニタリング

- 国〔原子力規制委員会〕は、地方公共団体の協力を得て、緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、緊急時モニタリングを開始するとともに、必要な動員の指示を行うものとする。
- 国〔原子力規制委員会〕は、原子力災害対策指針に基づき、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとする。
- 国〔原子力規制委員会、関係省庁〕、地方公共団体、事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者並びに指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、緊急時モニタリングセンターを組織し、緊急時モニタリング実施計画に基づき、確実かつ計画的に緊急時モニタリングを実施するものとする。国〔海上保安庁等〕は、その支援を行うものとする。
- 国〔原子力規制委員会〕は、原子力災害対策指針、緊急時モニタリングの結果、緊急時モニタリングセンターからの意見等を踏まえ、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとする。
- 原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングセンター等と緊急時モニタリング実施計画の改訂について調整し、関係機関に対して必要な指示及び要請を行うとともに、地方公共団体が行う緊急時モニタリングに対して、要請に基づき必要な支援を行うものとする。また、原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じ、関係省庁、関係地方公共団体、原子力事業者等が緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催するものとする。
- 緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング実施計画及び原子力災害対策本部の指示・要請に基づき、緊急時モニタリングを実施するものとする。また、緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング結果の妥当性を判断した後、その結果を取りまとめ、原子力災害対策本部に送付するものとする。
- 原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生の通報を行った後においても、敷地境界における放射線量の測定等を継続的に実施し、施設からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部）に定期的に共有するものとする。
- 原子力災害現地対策本部は、緊急時モニタリングの結果等を原子力災害合同対策協議会の場において周辺市町村に説明するものとする。
- 原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部）は、緊急時モニタリングセンターによる緊急時モニタリングの結果等を、関係省庁の支援を得てとりまとめ、官邸〔内閣官房〕、指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。
- 原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部）は、緊急時モニタリングの結果に対する総合的な評価を行い、記者会見等において公表するとともにホームページ等において公開するものとする。緊急時モニタリングセンター、関係省庁、関係地方公共団体、指定地方公共機関、原子力事業者等は、緊急時モニタリングの結果及びその総合的な評価を共有するものとする。
- 原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部）

は、外国政府等から、外務省を通じ、又は直接モニタリング結果等の提供を受けた場合、速やかに、関係省庁と共有するとともに、提供元に公表の可否を確認した上で、公表するものとする。

○外国政府又は国際機関からモニタリング情報の提供依頼がある場合には、外務省は、原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部）に伝達する。原子力規制委員会は、外務省その他の関係省庁と協議の上、適当と判断する場合には、外務省を通じてそれらの情報を提供し、又は必要な調整を行うものとする。

○原子力事業者は、他の原子力事業所の応急対策の実施に必要な緊急時モニタリングを行う要員の派遣、緊急時モニタリング資機材の貸与その他必要な協力を行うものとする。

○国〔原子力規制委員会、水産庁、気象庁、環境省、防衛省等〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、必要に応じて、対応可能な範囲で、空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して、実施又は支援するものとする。

○国〔海上保安庁〕は、海上における緊急時モニタリングに関し、原子力災害対策本部が海上保安庁に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは、巡視船艇等を出動させるなど、緊急時モニタリングのための海上行動に関し、対応可能な範囲で、必要な支援をするものとする。

(2) 緊急時の住民等の被ばく線量の把握

○国〔原子力規制委員会、環境省〕、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体は、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、住民等に対して、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握するための甲状腺被ばく線量モニタリング、放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくを把握するためのホールボディカウンタ等による測定、緊急時モニタリングの結果等から外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

(3) 通信手段の確保

○第2編2章2節2項「通信手段の確保」

○国、公共機関、地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。このため、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を現場に配置する。また、国〔総務省〕に直ちに連絡し、国〔総務省〕は通信の確保に必要な措置を講ずる。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。

○国、地方公共団体及び電気通信事業者は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

○国〔総務省、内閣府〕は、政府本部又は被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、移動通信機器の貸出、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。なお、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認めら

れる場合は、政府本部又は被災地方公共団体からの具体的な要請を待たず、速やかに移動通信機器の貸出に努めるものとする。

○電気通信事業者は、災害時において、国、地方公共団体等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

○電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国〔総務省〕を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

○国〔総務省〕及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、国〔総務省〕は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。

○国〔総務省〕は、通信システムの被災状況等を迅速に把握し、活用可能な通信システムを重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。

○国、地方公共団体等は、災害時の無線局運用時において通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し、通信統制等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。

●第2編2章2節2項「通信手段の確保」終了

6 原子力事業者の活動体制

○原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生の通報を行った場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、事故対策本部の設置、緊急時対策所及び原子力施設事態即応センターの立ち上げ等必要な体制をとるものとする。

○原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生の通報を行った場合、直ちに原子力災害の発生の防止のために必要な応急対策を行い、その概要等を、官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に連絡するものとする。

○原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生の通報を行った場合、必要に応じ、緊急事態応急対策のための原子力緊急事態支援組織への派遣要請を行うものとする。

○原子力事業者は、事態に応じ、原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、また、原子力緊急事態支援組織の支援を受けオンサイト対応を行うものとする。さらに、必要に応じてプラントメーカー、建設業者等と連携し、オンサイト対応を行うものとする。

○原子力事業者は、指定行政機関、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

○原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等への対応に必要な体制を整備するものとする。

7 指定行政機関等の活動体制

(1) 施設敷地緊急事態への対応

一 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官の対応

○原子力防災専門官は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地における国の責任者として、必要な情報の収集、地方公共団体の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行うものとする。

○上席放射線防災専門官は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地の放射線モニタリングに係る国の責任者として、緊急時モニタリングに必要な業務を行うものとする。

二 専門家の派遣

○国〔原子力規制委員会〕は、発生した施設敷地緊急事態の状況等を把握し、応急対策の迅速かつ的確な準備、事故原因の究明等に資するため、又は関係地方公共団体の要請に基づき、専門家及び国の専門的知識を有する職員を現地に派遣するものとする。

三 官邸対策室の設置

○官邸〔内閣官房〕は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、官邸対策室を設置し、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整、政府としての初動措置の総合調整を集中的に行うものとする。

四 緊急参集チームの参集等

○第2編2章2節6項(2)「緊急参集チームの参集」

○官邸〔内閣官房〕は、大規模な災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合、事故災害、大規模火事災害及び林野火災においては社会的影響が大きい大規模な災害が発生した場合、緊急参集チームを官邸に参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。

●第2編2章2節6項(2)「緊急参集チームの参集」終了

○必要に応じ、政府としての基本的対処方針、対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。

○官邸〔内閣官房〕は、施設敷地緊急事態発生後、原子力緊急事態宣言までの間、緊急参集チームを官邸に参集させ、政府としての初動対応措置に関する情報の集約等を行うものとする。

五 関係省庁事故対策連絡会議の開催

○原子力規制委員会及び内閣府は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、関係省庁事故対策連絡会議を設置するものとする。施設敷地緊急事態のまま事態が収束

に向かいこれ以上事態が悪化しない見通しが立った後、又は緊急参集チームで決定された事項について詳細な連絡調整等を行う必要がある場合は、同会議において、関係省庁間の連絡調整等を行うものとする。

六 現地事故対策連絡会議の開催

○原子力規制委員会及び内閣府は、現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関等の職員を対策拠点施設に集合させ、現地事故対策連絡会議を開催するものとする。

○原子力規制委員会及び内閣府は、必要に応じ、地方公共団体、指定公共機関及び原子力事業者に対して現地事故対策連絡会議への職員の派遣を求めるものとする。

七 指定行政機関等の対応

○指定行政機関〔内閣府、原子力規制委員会等〕は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

○指定行政機関〔内閣府、原子力規制委員会等〕は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、機関相互間、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

○指定行政機関〔内閣府、原子力規制委員会等〕は、必要に応じ、職員を現地に派遣して、応急対策の準備に必要な調整等の任務に当たらせるものとする。

○国〔原子力規制委員会、内閣府、原子力利用省庁等〕は、オフサイト対応を円滑に実施するため、速やかな職員の非常参集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

一 原子力災害対策本部の設置

○内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出し、原子力規制委員会から提示された指示案を踏まえ、緊急事態応急対策実施区域を管轄する地方公共団体が行うべき避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用又はその準備に関する指示等を含む緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

○原子力緊急事態宣言を発した内閣総理大臣は、自らを本部長とする原子力災害対策本部を設置するものとする。

○内閣総理大臣による宣言の発出に当たっては、内閣府は、速やかに宣言の公示の手続及び原子力災害対策本部の設置の手続を行い、原子力災害対策本部は、内閣総理大臣の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を地方公共団体に伝達するものとする。

○原子力災害対策本部の設置に係る事務は内閣府が行い、場所は官邸とし、内閣府政策統括官（原子力防災担当）が事務局長を務めるものとする。

○原子力災害対策本部長は、内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、原子力規制委員会委員長のほか、政府本部が設置されている場合には内閣府特命担当大臣（防災）、また、必要に応じて、オフサイト対応のため原子力利用省庁の担当大臣（事故発生施設が電力事業者等民間企業の所有に係る場合は経済産

業大臣、大学・研究機関等の所有に係る場合は文部科学大臣）を原子力災害対策副本部長に、正副本部長以外の全ての国務大臣及び内閣危機管理監を原子力災害対策本部員に任命する。また、副大臣、大臣政務官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちからその他の原子力災害対策本部員を、官邸〔内閣官房〕又は指定行政機関の職員等のうちから原子力災害対策本部職員を任命するものとする。

○原子力災害対策副本部長は、指定行政機関への必要な指示（原子力規制委員会がその所掌に属する事務に関して専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力事業者本店等の原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項については、対象にしない。）、緊急事態応急対策の総合調整、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときの防衛大臣に対する自衛隊の部隊等の派遣要請等を行うものとする。

○原子力災害対策副本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置するものとする。

○原子力規制委員会は、オンサイト対応のために原子力施設事態即応センターに原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁の職員等に加え、必要に応じ、原子力規制委員会委員を派遣するものとする。

二 原子力災害対策の総合調整等

○原子力災害対策本部は、原子力緊急事態宣言発出後、緊急事態応急対策等の実施方針を作成するとともに、原子力災害対策本部の下、内閣府政策統括官（原子力防災担当）を議長として関係省庁の局長級で構成する関係局長等会議を開催し、緊急事態応急対策の調整など必要な調整を行うものとする。内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、必要に応じ、内閣危機管理監の出席を得て、会議を統轄するものとする。

三 原子力災害現地対策本部の設置

○原子力災害対策本部は、緊急事態応急対策実施区域において、原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害対策副本部長の定めるところにより、原子力災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くものとする。

○現地対策本部は、原子力災害対策本部の指示の下、関係地方公共団体と連絡調整を行いつつ、周辺住民の避難の実施を支援するなど、オフサイト対応を中心に災害応急対策に務めるものとする。

○現地対策本部は、速やかに現地事故対策連絡会議の事務を引き継ぐものとする。

○現地対策本部は、原則として、内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）を長とし、原子力災害対策本部の本部員又は職員を構成員とするものとする。

○現地対策本部は、対策拠点施設において、緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部（又は現地対策本部）とともに、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策副本部長、都道府県及び市町村の各々の災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等により構成されるものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策副本部長が主導的に運営するものとする。

○原子力災害合同対策協議会の会合においては、必要に応じ、指定公共機関〔国立研

究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構]等の専門家を出席させ、その知見を十分に活用するよう努めるものとする。

○原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ地域ごとに国、地方公共団体及び関係機関が協議して定めておくものとする。

○現地対策本部は、現地における緊急事態応急対策の実施状況等必要な報告を原子力災害対策本部に行うなど、原子力災害対策本部との相互に緊密な連携を確保するものとする。

四 原子力事業者の応急措置の確認等

○原子力規制委員会は、原子力規制事務所長等を緊急時対策所に派遣して、原子力事業所の状態及び原子力事業者による原子力災害対処・収束活動の実施状況を把握させるとともに、緊急時対応センター（原子力規制庁）との連絡調整を行わせるものとする。

○原子力規制委員会は、原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員等を原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）に派遣して、原子力事業所の状態及び原子力事業者による原子力災害収束に向けた活動の実施状況等についての情報収集を行わせるとともに、収集した情報について、テレビ会議システム等を通じて、官邸、緊急時対応センター（原子力規制庁）及び対策拠点施設に連絡させるものとする。

○原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員は、放射性物質の大量放出を防ぐため、原子力事業者の対応状況の確認を行うとともに、原子力規制委員会の指導・助言等を原子力事業者に徹底させるものとする。

○原子力規制委員会は、原子力事業者が設置する原子力事業所災害対策支援拠点に職員を派遣し、原子力事業者の対応状況を踏まえた上で、必要がある場合には、実動組織を含む関係機関と連携して、原子力事業者の事故収束対応を支援するため、防災資機材の供給に係る輸送支援、緊急時モニタリング支援等の活動を行うものとする。

8 自衛隊等の原子力災害派遣等

○原子力災害対策本部長は、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛大臣に対して自衛隊の部隊等の派遣を要請するものとする。

○都道府県知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認めるときは、原子力災害対策本部設置前においては、直ちに派遣を要請するものとする。

○市町村長は、自衛隊の派遣が必要と認めるときは、都道府県知事に対し派遣を求めるものとする。この場合において、市町村長は、必要に応じて、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

○自衛隊は、原子力災害対策本部長から要請を受けたときは、要請の内容、原子力災害対策本部長から提供された情報に基づいて部隊等を派遣する等適切な措置を行うものとする。また、当該要請がなされない場合に、都道府県知事等法令で定める者から災害派遣要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等を派遣する等適切な措置を行うものとする。

○自衛隊は、要請を受けて行う派遣を補完する例外的な措置として、例えば、周辺地

域における原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等、原子力災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができるものとする。

○自衛隊は、原子力災害派遣時等を実施する活動として、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等に応じて、緊急時モニタリングの支援、被害状況の把握、避難の援助、行方不明者等の搜索救助、消防活動、応急医療・救護、避難退域時検査及び簡易除染、人員及び物資の緊急輸送等を実施するものとする。

○原子力災害対策本部長又は都道府県知事は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。

○上記のほか、国〔原子力規制委員会、関係省庁（実動組織含む。）〕は、原子力事業者の対応状況を踏まえた上で、必要がある場合には、地方公共団体とも連携しつつ、地域防災計画に応じて、事態の状況や各部隊の装備等を踏まえ、臨機応変に必要な対応をとる等、原子力災害収束に向けた対応の支援を行うものとする。

9 地方公共団体の活動体制

○地方公共団体は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、国との緊密な連携を図りつつ、必要に応じ、原子力災害対策のための警戒態勢をとるものとする。

○関係地方公共団体は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、必要に応じ、国に対し専門家の派遣を要請するとともに、他の地方公共団体、原子力事業者等に装備、資機材、人員等の応援を求めるものとする。また、要請を受けた地方公共団体、原子力事業者等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

○緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村は、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、災害対策本部を設置するものとする。

10 指定公共機関等の活動体制

○国〔原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省等〕は、原子力緊急事態宣言が発出された場合、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、研究機関等に対して、原子力災害対策本部事務局への専門家の派遣を必要に応じて要請するとともに、派遣された専門家と、災害の拡大防止、防護対策の活動内容等について、密接な情報交換を行うものとする。

○指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。

○指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、指定行政機関、地方公共団体及び原子力事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

11 その他

(1) 防災業務関係者の安全確保

- 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた防災業務関係者の放射線防護に係る基準又は指標に基づき行うものとする。
- 原子力事業者は、緊急時において、防災要員に対し、汚染防護服、防護マスク、除染設備等放射線防護用器具の適切な配備を行うものとする。
- 国、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材の確保を図るものとする。
- 原子力災害対策本部は、関係行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関等に対して、緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の携行・装着、安定ヨウ素剤の服用等を行うよう指示するものとする。
- 国、地方公共団体及び原子力事業者は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して相互に密接な情報交換を行うものとする。
- 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。

(2) 他の災害対策本部等との連携

- 各災害に対応する対策本部がそれぞれ別に設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

- 第2編2章6節1項「避難誘導の実施」
- 市町村は、災害時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。
- 市町村は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- 都道府県は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関〔運送事業者等〕又は指定地方公共機関〔運送事業者等〕に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請するものとする。
- 都道府県は、指定公共機関〔運送事業者等〕又は指定地方公共機関〔運送事業者

等〕が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

○避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

○指定行政機関、指定地方行政機関及び都道府県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

●第2編2章6節1項「避難誘導の実施」終了

○内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、P A Z内の地方公共団体に対し速やかに避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うものとする。

○原子力災害対策本部は、U P Z内の地方公共団体に対し、屋内退避の実施を指示するとともに、O I L（原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベルをいう。以下同じ。）に基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査及び簡易除染場所の確保等）を行うよう指示するものとする。また、U P Z外の地方公共団体に対しては、P A Z内の地方公共団体から避難してきた住民等の受入れや、U P Z内の地方公共団体が行う防護措置の準備への協力を要請するほか、事態の進展などに応じて、屋内退避の実施を指示するものとする。

○放射性物質が放出された後は、原子力災害対策本部は、地方公共団体に対し、緊急時モニタリングの結果に応じたO I Lに基づき地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとする。その際併せて、気象情報を提供するものとする。

○原子力災害対策本部が指示を行うに当たって、原子力災害対策本部から事前に指示案を伝達された関係地方公共団体の長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

○複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

○感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

○地方公共団体は、内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等の緊急事態応急対策等を行うものとする。なお、

地方公共団体は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するときは、居住者等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができるものとする。

○地方公共団体は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、地方公共団体独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国は、地方公共団体と緊密な連携を行うものとする。

○関係地方公共団体が避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

・UPZ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針

- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

○指定行政機関、指定地方行政機関及び都道府県は、市町村から求めがあった場合には、原子力災害対策本部による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

○市町村は、屋内退避又は避難のための立退きの指示等を行った場合は、住民の避難状況を確認するとともに、その指示等の内容及び避難状況について、現地対策本部等に対して情報提供するものとする。

○地方公共団体は、住民等の避難誘導に当たって、避難や避難退域時検査及び簡易除染の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるとともに、これらの情報について、現地対策本部等に対して情報提供するものとする。

○原子力災害対策本部は、原子力事業所等における事故の状況、緊急時モニタリングの結果を勘案し、関係地方公共団体に対し、機動的に住民防護に関する措置や情報提供を行うとともに、報道機関に対し速やかに公表するものとする。その際併せて、必要に応じて気象情報を提供するものとする。また、必要に応じて、原子力災害対策指針に基づき、避難区域を見直すなど、中長期的な放射能の影響を回避するための防護措置を適切に行うものとする。

○国〔内閣府、原子力規制委員会、関係省庁（実動組織含む。）〕は、地方公共団体の要請等に応じ、又は不測の事態の場合における原子力災害対策本部及び現地対策本部の調整若しくは指示の下に、住民避難の支援その他の支援活動を行うものとする。

2 指定避難所等

(1) 指定避難所等の開設

○市町村は、緊急時に必要に応じ指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するもの

とする。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(2) 指定避難所等の運営管理

○第2編2章6節3項(2)「指定避難所等の運営管理等」

○市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

○市町村は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。

○市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

○市町村は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

○市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

○地方公共団体は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

○市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニー

ズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

○市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

○市町村（都道府県）は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

○市町村（都道府県）は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

○市町村（都道府県）は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

○国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。

○国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

●第2編2章6節3項(2)「指定避難所の運営管理等」終了

3 安定ヨウ素剤の服用

○安定ヨウ素剤の服用については、原則として原子力規制委員会が必要性を判断し、その判断を踏まえ原子力災害対策本部又は地方公共団体が住民等に指示することにより服用させるものとする。

○原子力災害対策本部は、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示について、速やかに地方公共団体に伝達するものとする。

○地方公共団体は、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示を踏まえ、原則として住民等が避難する際に速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じるものとする。

○原子力災害対策本部は、原子力規制委員会の判断を踏まえ、原則として、避難指示と併せて安定ヨウ素剤の服用に係る指示を行うものとする。また、施設の状態や施

設の敷地内・敷地境界でのモニタリングの結果及びその評価に関する情報等を踏まえ、放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると原子力規制委員会が認めるときは、原子力災害対策本部は、該当する地域において安定ヨウ素剤を服用すべき時機、服用の方法、医師・薬剤師の確保等について、方針を決定し、関係地方公共団体に連絡するものとする。

○地方公共団体は、事態の進展が急速な場合であって、国〔原子力規制委員会〕の判断を得ることができない等の事象があるときは、原子力災害対策指針を踏まえ、自らの判断により、放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師及び薬剤師の確保その他の必要な措置を講じるものとする。

○日本放送協会等の放送事業者は、安定ヨウ素剤を服用すべき時機及び服用方法等についての情報が的確に服用対象の避難者等に伝わるよう放送を行うものとする。

4 避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施

○原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染を実施するよう地方公共団体に指示するものとする。

○地方公共団体及び原子力事業者は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕の支援の下、住民等がO I Lに基づき特定された区域等から避難又は一時移転した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。

5 避難又は一時移転の対象となった住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

○原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、甲状腺被ばく線量モニタリングを実施するよう地方公共団体に指示するものとする。

○地方公共団体は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、住民等がO I Lに基づき特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。

6 広域避難

○第2編2章6節5項「広域避難」

○市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、都道府県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

○都道府県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

○国〔内閣府及び消防庁。政府本部が設置された場合は同本部〕は、都道府県から

求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

○市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

○政府本部の長は、広域避難を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、緊急性、想定被害の大きさ、関係機関間の協議状況などを総合的に判断し、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、広域避難の実施について必要な指示をするものとする。

○国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

○政府本部、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

●第2編2章6節5項「広域避難」終了

7 広域一時滞在

○第2編2章6節6項「広域一時滞在」

○被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

○都道府県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。

○国〔内閣府及び消防庁。政府本部が設置された場合は同本部〕は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うものとする。また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

○国〔内閣府及び消防庁。政府本部が設置された場合は同本部〕は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広

域一時滞在のための協議を行うものとする。

○市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

○政府本部は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとする。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するものとする。また、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。

○政府本部の長は、広域的避難収容活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、広域的避難収容活動の実施について必要な指示をするものとする。

○内閣総理大臣は、災害緊急事態の布告があったときは、対処基本方針に基づいて、広域的避難収容活動の実施について、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。

○避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁、被災都道府県等は、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

●第2編2章6節6項「広域一時滞在」終了

○原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとする。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するものとする。また、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。

○避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁、被災都道府県等は、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

8 要配慮者への配慮

○第2編2章6節7項「要配慮者への配慮」

○市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

○避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

●第2編2章6節7項「要配慮者への配慮」終了

○地方公共団体は、避難誘導、指定避難所等での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在中者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

9 飲食物の摂取制限及び出荷制限

- 放射性物質が放出された後に、国は、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう関係地方公共団体に指示するものとする。
- 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するものとする。国は、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとする。
- 都道府県等は、国の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限、出荷制限を実施するものとする。

10 関係者等への的確な情報伝達活動

○第2編2章6節9項「被災者等への的確な情報伝達活動」

- 流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

●第2編2章6節9項「被災者等への的確な情報伝達活動」終了

(1) 周辺住民等への情報伝達活動

- 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、各々の機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や指定避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。また、原子力災害対策本部、現地対策本部等は、特に、原子力災害の状況のうち、原子力事業所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果等について正確かつきめ細やかな伝達に配慮して情報提供を行うものとする。
- 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- 関係機関は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、情報の公表、広報活動を行うものとする。
- 関係機関は、国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供

窓口の設置に努めるものとする。

○関係機関は、情報伝達に当たっては、防災行政無線、広報車等によるほか、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報提供に努めるものとする。

○報道機関は、原子力災害の状況等について、迅速かつ正確な報道となるよう努めるものとする。

○関係機関と報道機関は、現地における報道機関への発表方法等について地域ごとにあらかじめ協議し定めておくものとする。

(2) 国民への的確な情報の伝達

○国〔原子力規制委員会〕及び原子力事業者は、地方公共団体と連絡をとりつつ、緊急時の第一報を含め、随時報道機関への発表を行うものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行うものとする。

○原子力緊急事態宣言の発出以降における政府としての報道機関への発表は、原子力災害対策本部が行うものとする。

○原子力災害対策本部は、初動段階の迅速かつ適切な広報活動を行うため、初動段階の原子力災害等に関する記者会見を一元的に実施するものとする。また、その際には、必要に応じ、当該原子力災害情報等を有する関係省庁は同席するものとする。

○現地対策本部における広報活動は、原則として、現地対策本部長や現地対策本部事務局長等が、対策拠点施設内又はその近傍のプレス用の区画を使用して行うものとする。

○関係機関と報道機関は、現地における報道機関の発表方法について地域ごとにあらかじめ協議し定めておくものとする。

○関係機関は、情報伝達に当たって放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、インターネット等に加えて多様な伝達手段を活用して、的確な情報提供に努めるものとする。このため、必要な主体の協力を得るものとする。

(3) 住民等からの問合せに対する対応

○第2編2章6節9項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

○政府本部、指定行政機関、地方公共団体及び関係事業者等は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うものとする。

○被災市町村（都道府県）は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、地方公共団体は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡さ

れて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

●第2編2章6節9項(3)「住民等からの問合せに対する対応」終了

○原子力災害対策本部、現地対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

(4) 外国政府等への情報提供・収集体制の強化

○国〔官邸〔内閣官房〕、外務省、原子力規制委員会等〕は、海外の報道機関等に対し、迅速かつ適切な広報活動を行うため、官邸における記者会見の内容を外国語においても伝えることができる体制を整備するものとする。

○外務省及び関係省庁は、必要に応じ、我が国の在外公館や在京大使館等を通じて、関係する外国政府や国際機関等への正確な情報の提供を迅速に行うよう努めるものとする。加えて、外務省は、原子力規制委員会と協議の上、関係各国及び国際機関への情報提供並びにこれらからの助言及び支援に係る情報の早期入手に努めるものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等の場合において、原子力事故の早期通報に関する条約に基づき、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）及び関係国に対し、原子力事故が発生した事実を直ちに通報するものとする。

○国〔気象庁等〕は、緊急時におけるIAEAと他の国際機関との連携の枠組みに基づき、関連する国際機関を通じてIAEAからの要請を受け、原子力事故に関する情報を提供した場合には、国〔原子力規制委員会〕に通知した上で適切に公表するものとする。

第3節 原子力被災者の生活支援活動

○原子力被災者生活支援チームは、関係省庁、指定公共機関等の協力を得ながら、地方公共団体、原子力事業者、関係団体等との調整を行い、以下の諸課題について総合的かつ迅速に取り組むものとする。なお、関係省庁は、事故対応の進捗の状況に応じて、各々の所掌事務及び法令等に基づき緊急事態応急対策を実施するものとする。

- ・原子力被災者の避難・受入先の確保（厚生労働省、国土交通省等）
- ・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施（環境省、原子力規制委員会、厚生労働省）
- ・放射性物質に汚染された地域の除染（環境省等）
- ・原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者の避難退域時検査に準じた検査及び除染（原子力規制委員会、内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、防衛省、警察庁、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省）
- ・緊急事態応急対策実施区域における飲食物の摂取制限及び出荷制限（厚生労働

省、農林水産省等)

- ・原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理（環境省等）

- ・避難指示区域等の見直し・再設定

- 原子力被災者生活支援チームは、原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・調整を行うものとする。

第4節 犯罪の予防等社会秩序の維持

- 第2編2章9節1項「社会秩序の維持」

- 警察は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

- 国〔海上保安庁〕は、被災地付近の海上において、巡視船艇を配備し、速やかな安全確保に努めるものとする。

- 第2編2章9節1項「社会秩序の維持」終了

- 警察機関、消防機関、海上保安部署等関係機関は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

- 警察機関、消防機関、道路管理者、鉄道事業者及び海上保安部署は、警戒区域の設定や避難のための立退きのための指示等を行った区域について、指示等の実効を挙げるために必要な措置をとるものとする。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

- 都道府県警察及び国〔海上保安庁〕は、交通の確保・緊急輸送活動について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、円滑な輸送活動の確保を行うものとする。特に、国等から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては、必要な配慮をするよう努めるものとする。

2 交通の確保

- 第2編2章5節2項(2)「道路交通規制等」

- 都道府県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

- 都道府県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この

場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の都道府県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用するものとする。

○都道府県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図るものとする。

○都道府県警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両等の撤去、警察車両による先導等を行うものとする。

○都道府県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令等を行うものとする。

○都道府県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

○国家公安委員会は、都道府県公安委員会に対し、必要に応じて、広域的な見地から指示を行うものとする。

○国〔警察庁〕は、都道府県警察が行う交通規制について広域的な見地から調整を行うとともに、都道府県警察に対して必要に応じて指導を行うものとする。

○警察機関、道路管理者及び政府本部は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるものとする。

○政府本部は、必要に応じ、又は警察庁からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。

○政府本部の長は、交通規制を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、交通規制の実施及び応援について必要な指示をするものとする。

○内閣総理大臣は、災害緊急事態の布告があったときは、対処基本方針に基づいて、交通規制の実施及び応援について、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。

●第2編2章5節2項(2)「道路交通規制等」終了

○第2編2章5節2項(6)「海上交通の整理等」

○国〔海上保安庁〕は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。

○国〔海上保安庁〕は、緊急輸送を円滑に行うため、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止するものとする。

○国〔海上保安庁〕は、水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識の設置等により水路の安全を確保するものとする。

●第2編2章5節2項(6)「海上交通の整理等」終了

- 道路管理者は、その管理する道路について関係機関等からの情報に加え、被害状況の把握装置等を活用して、道路機能の障害等の状況を迅速に把握するものとする。
- 国〔海上保安庁〕は、海上に被害が及んだ場合又は被害が及ぶおそれがある場合、通行船舶に対し航行制限、航泊禁止等の措置を講じるものとする。
- 警察機関、道路管理者、海上保安庁及び各災害対策本部等は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において、相互の連絡を密にし、他の機関へ交通の確保に必要な応援依頼等を行うものとする。

3 緊急輸送関係省庁の輸送支援

- 緊急輸送関係省庁は、緊急事態対策監、専門家、緊急時モニタリング要員、現地対策本部等の要員、医療関係者等の派遣に際して、原子力緊急事態宣言発出前においては原子力規制委員会の依頼、原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部長の要請及びあらかじめ定められた緊急輸送に関する計画に基づき速やかに輸送支援を行うものとする。

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

(1) 国、地方公共団体及び原子力事業者による救助・救急活動

- 第2編2章4節1項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」
- 被災地域外の地方公共団体は、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。
- 政府本部は、必要に応じ、救助・救急関係省庁等に対し、応援を依頼するものとする。
- 政府本部又は現地対策本部は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、自衛隊等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、総合調整を図るものとする。
- 政府本部の長は、救助・救急活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、救助・救急活動の実施及び応援について必要な指示をするものとする。
- 内閣総理大臣は、災害緊急事態の布告があったときは、対処基本方針に基づいて、救助・救急活動の実施及び応援について、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
- 国〔警察庁〕は、必要に応じ、警察災害派遣隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。
- 国〔消防庁〕は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。
- 国〔防衛省〕（自衛隊）は、必要に応じ、又は政府本部の依頼に基づき、救助・救急活動を行うものとする。

○国〔海上保安庁〕は、海上における災害に係る救助・救急活動を行うものとし、更に可能な場合は、必要に応じ、又は政府本部の依頼等に基づき、被災地方公共団体の活動を支援する。

○災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。

○国〔国土交通省〕、高速道路事業者及び地方公共団体は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

○国〔国土交通省〕は、基幹的広域防災拠点を管理し、自衛隊や海上保安庁、警察、消防等の救助・救命活動への支援を行うものとする。

●第2編2章4節1項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」終了

○原子力事業者は、発災現場における救助・救急活動を自ら行うとともに、国、地方公共団体が行う救助・救急活動に対し、防災資機材の貸与等必要な協力を行うものとする。

○原子力事業者は、被ばく傷病者等を医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者等に随行できない場合には、事故の状況、患者等の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。

○地方公共団体は、被ばく傷病者等となる住民等の原子力災害拠点病院等への搬送等の救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地対策本部、他の地方公共団体、原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。

○地方公共団体は、被ばく傷病者等の処置を行った原子力災害拠点病院等の求めに応じて、速やかに、当該医療機関における放射性物質による汚染のないことを確認し、その結果を公表するとともに、その医療機関や原子力事業者と協力し、情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するものとする。

○自衛隊は、原子力災害対策本部長、都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

○原子力災害合同対策協議会は、必要に応じ、又は地方公共団体、指定行政機関等の要請に基づき、関係機関の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行うものとする。

(2) 資機材の調達等

○第2編2章4節1項(5)「資機材等の調達等」

○救助・救急活動（航空災害においては消火活動を含む。）に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

○国〔内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省等〕、地方公共団体及び事業者は、必要に応じ、他の地方公共団体、事業者又は民間からの協力等に

より、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

●第2編2章4節1項(5)「資機材等の調達等」終了

2 医療活動

(1) 被災地域内の医療機関による医療活動

- 被災地方公共団体及び被災地の医療機関は、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、原子力災害拠点病院を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMA T等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。
- 原子力災害拠点病院は、状況に応じ、原子力災害医療派遣チームを派遣するよう努めるものとする。
- 国〔原子力規制委員会〕、地方公共団体、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターは、原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を原子力災害医療に係る情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

(2) 原子力災害医療派遣チーム及び専門家の派遣等

- 被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに原子力災害医療・総合支援センター又は原子力災害現地対策本部に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣について要請するものとする。
- 原子力規制委員会、原子力災害医療・総合支援センター、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し、原子力災害医療派遣チーム等を編成し、派遣するものとする。
- 原子力災害医療派遣チームの派遣を調整した原子力災害医療・総合支援センターは、原子力災害現地対策本部にその旨を報告するものとする。
- 被災地域を含む立地道府県等は、原子力災害医療・総合支援センターの協力の下で、原子力災害医療調整官を通じて原子力災害現地対策本部と調整し、その区域内又は近隣立地道府県等からの原子力災害医療派遣チームの派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（原子力災害拠点病院、救護所、航空搬送拠点等）の確保を図るものとする。
- 原子力災害対策本部は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、原子力災害医療・総合支援センターの協力の下で、広域的な見地から、原子力災害医療派遣チームの派遣に係る総合調整を行うものとする。
- 緊急輸送関係省庁は、必要に応じ、又は原子力規制委員会、地方公共団体等からの要請に基づき、原子力災害医療派遣チーム等の緊急輸送について、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。

(3) 原子力災害医療の実施

- 立地道府県等は、緊急事態応急対策実施区域の各医療関係者等よりなる医療班、救護班を編成し、原子力災害医療活動を行うものとする。
- 原子力災害拠点病院は、原子力災害医療の中心となって機能し、被ばく傷病者等を

受け入れ、適切な診療等を行う。また、原子力災害医療協力機関は、地方公共団体や原子力災害拠点病院が行う原子力災害対策に協力する。

○原子力災害医療・総合支援センターから派遣される原子力災害医療派遣チーム又は高度被ばく医療支援センターから派遣される専門家は、立地道府県等の災害対策本部の下で、被ばく傷病者等に対する診療について、原子力災害拠点病院の関係者を支援するとともに、自らもこれに協力して医療活動等を行うものとする。

○独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院は、原子力災害対策本部を通じて地方公共団体からの要請を受けた場合、必要に応じ、医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、薬剤、医療機器等を提供するものとする。

○高度被ばく医療支援センターは、原子力災害拠点病院で対応困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。

○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は、高度被ばく医療支援センターを受診した相当程度の被ばく傷病者等に対する追跡調査等を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等が行う場合、これに協力するものとする。

○高度被ばく医療支援センターは、除染、放射線障害に対する医療、追跡調査等について、原子力災害医療・総合支援センターと連携して行うものとする。

○国〔消防庁〕は、被ばく傷病者等の高度被ばく医療支援センターへの搬送について、立地道府県等の災害対策本部、現地対策本部等から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。

○自衛隊は、原子力災害対策本部長、都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に基づき、又は必要に応じ、被ばく傷病者等の高度被ばく医療支援センターへの搬送について輸送支援を行うものとする。

3 消火活動

○原子力事業者は、原子力施設の火災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行うものとする。

○消防機関は、原子力防災管理者等の情報、原子炉工学や放射線防護に関する専門家等の意見を踏まえ、消防活動方法の決定及び活動を行う消防職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して迅速に消火活動を実施するものとする。

○原子力災害発生場所以外の市町村は、原子力災害発生場所を管轄する地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による迅速かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。

○国〔消防庁〕は、必要に応じ、原子力災害発生場所以外の地方公共団体の消防機関による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。

○原子力災害合同対策協議会は、必要に応じ、又は消防庁からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。

4 惨事ストレス対策

○第2編2章4節5項「惨事ストレス対策」

- 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- 消防機関は、必要に応じて、国〔消防庁等〕に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

●第2編2章4節5項「惨事ストレス対策」終了

第7節 物資の調達、供給活動

○第2編2章7節「物資の調達、供給活動」

- 被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。
- 国〔各省庁〕は、発災当初など被災都道府県の機能が低下している場合があり得ることから、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図るとともに、迅速な物資の調達、供給活動の実施に努めるものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

●第2編2章7節「物資の調達、供給活動」終了

(1) 原子力災害対策本部による調整等

- 原子力災害対策本部は、調達・供給活動に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、必要に応じ、又は被災地方公共団体からの要請に基づき、関係機関に対し、調達・供給活動の要請を行うものとする。

(2) 地方公共団体による物資の調達・供給

○第2編2章7節(2)「地方公共団体による物資の調達、供給」

- 被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資について、被災者への供給を行うものとする。
- 被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- 被災都道府県は広域物資輸送拠点を、被災市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設

し、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。

○被災地方公共団体は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕に対し、又は政府本部に対し、物資の調達を要請するものとする。

○被災都道府県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

○被災都道府県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関〔運送事業者等〕又は指定地方公共機関〔運送事業者等〕に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

○被災都道府県は、指定公共機関〔運送事業者等〕又は指定地方公共機関〔運送事業者等〕が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

●第2編2章7節(2)「地方公共団体による物資の調達、供給」終了

○被災地方公共団体は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、原子力災害対策本部が設置されている場合には原子力災害対策本部に、原子力災害対策本部が設置されていない場合は、国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕に物資の調達を要請するものとする。

(3) 国による物資の調達・供給

○第2編2章7節(3)「国による物資の調達、供給」

○国は、支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握し、政府内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。

○国は、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各指定避難所等までの配送体制の確保状況等に留意するものとする。

○国は、プッシュ型支援を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

○国〔内閣府〕は、プッシュ型支援に当たり、予備費の対象となる標準的な対象品目を一覧として提示するとともに、災害に応じて対象品目以外の支援物資で予備費の対象となるものについて、速やかに国〔各省庁〕に周知するものとする。

○国〔国土交通省〕は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関〔運送事業者等〕又は指定地方公共機関〔運送事業者等〕に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

○国〔国土交通省〕は、指定公共機関〔運送事業者等〕又は指定地方公共機関〔運送事業者等〕が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

○国〔国土交通省〕は、関係事業者に対する給水の要請等を行い、供給を確保するものとする。

○国〔厚生労働省〕は、必要に応じ、又は政府本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、医薬品等について、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。

○国〔農林水産省〕は、必要に応じ、又は政府本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、食料について、政府所有米穀等の供給を行うほか、関係業界団体等の協力等により、その供給の確保を図るものとする。

○国〔経済産業省〕は、必要に応じ、又は政府本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、生活必需品について、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。

○国〔消防庁〕は、必要に応じ、又は政府本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、被災者の生活の維持のため必要な毛布、携帯トイレ等の生活必需品等の備蓄物資について、非被災地方公共団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。

○国〔資源エネルギー庁〕は、必要に応じ、又は政府本部、関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、燃料について、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。また、地方公共団体は、円滑な燃料の供給の実施のため、住民への情報提供等の協力に努めるものとする。

○国〔資源エネルギー庁〕は、被災都道府県が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整を行うものとする。

○都道府県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

○物資の輸送について、政府本部及び緊急輸送関係省庁は輸送手段の優先的な確保等の配慮を行うものとする。

●第2編2章7節(3)「国による物資の調達、供給」終了

○原子力災害対策本部等及び緊急輸送関係省庁は、物資の輸送について、輸送手段の優先的な確保等の配慮を行うものとする。

○国〔国土交通省〕は、給水について、関係事業者に対する要請等を行い、その供給の確保を図るものとする。

○国〔厚生労働省〕は、必要に応じ、又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、医薬品等について、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。

○国〔農林水産省〕は、必要に応じ、又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、食料について、政府所有米穀等の供給を行うほか、関係業界団体等の協力等により、その供給の確保を図るものとする。

○国〔経済産業省〕は、必要に応じ、又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、生活必需品について、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。

○国〔総務省〕は、原子力災害対策本部又は被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、移動通信機器の貸出、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。なお、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、原子力災害対策本部又は被災地方公共団体からの具体的な要請を待たず、速やかに移動通信機器の貸出に努めるものとする。

○国〔消防庁〕は、必要に応じ、又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行うものとする。

○国〔資源エネルギー庁〕は、必要に応じ、又は原子力災害対策本部、関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、燃料について、関係行政機関及び関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。また、地方公共団体は、円滑な燃料の供給のため、住民への情報提供等の協力に努めるものとする。

(4) 運送事業者である公共機関の活動

○第2編2章7節(4)「運送事業者である公共機関の活動」

○指定公共機関〔運送事業者等〕及び指定地方公共機関〔運送事業者等〕は、国、地方公共団体等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行うものとする。

○指定公共機関〔運送事業者等〕及び指定地方公共機関〔運送事業者等〕は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。

●第2編2章7節(4)「運送事業者である公共機関の活動」終了

第8節 保健衛生に関する活動

○第2編2章8節1項「保健衛生」

○国〔厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

○特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

○市町村（都道府県）は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

○国〔厚生労働省〕は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣計画の作成など保健衛生活動の調整を行うものとする。

○市町村は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清

- 掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
- 市町村（都道府県）は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。
 - 都道府県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援派遣を行うものとする。
 - 国〔厚生労働省、環境省〕は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。
 - 被災都道府県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。
 - 被災都道府県以外の都道府県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動及びその活動を円滑に行うための総合調整等の支援に努めるものとする。
 - 被災都道府県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（D W A T）を避難所へ派遣する。
 - 被災都道府県以外の都道府県は、国〔厚生労働省〕又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（D W A T）の応援派遣を行うものとする。

●第2編2章8節1項「保健衛生」終了

第9節 自発的支援の受入れ

○第2編2章11節「自発的支援の受入れ」

- 大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるが、国〔内閣府等〕、地方公共団体及び関係団体は、それらの申入れに対して適切に対応する。

●第2編2章11節「自発的支援の受入れ」終了

1 ボランティアの受入れ

○第2編2章11節1項「ボランティアの受入れ」

- 国〔内閣府等〕、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。
- 都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。
- 地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等と

の連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

●第2編2章11節1項「ボランティアの受入れ」終了

2 国民等からの義援物資の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

○第2編2章11節2項(1)「義援物資の受入れ」

○被災地方公共団体は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を政府本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

○国及び被災地域外の地方公共団体は、必要に応じ、義援物資に関する問合せ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。

○国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示するなど、こん包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

●第2編2章11節2項(1)「義援物資の受入れ」終了

○被災地方公共団体は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

3 海外等からの支援の受入れ

○外務省は、外交ルートにて海外等から支援の申入れがあった場合には、原子力災害対策本部にその種類、規模、到着予定日時、場所等を通報するものとする。

○原子力災害対策本部は、被災地方公共団体及び関係省庁の状況等を勘案し、支援の受入れの可能性について検討するものとする。

○関係省庁は、原子力災害対策本部が支援の受入れを決定した場合、あらかじめ定めた対応方針に基づき、海外等からの支援の受入計画を作成するものとし、原子力災害対策本部は、作成された同計画の内容を被災地方公共団体に提示するものとする。外務省は、作成された受入計画の内容について、支援を申し入れた国・国際機関等に通報するものとする。その後、関係省庁は、同計画に基づき、当該海外等からの支援を受け入れるものとする。

○原子力災害対策本部は、支援を受け入れないと決定した場合、被災地方公共団体及

び関係省庁にその旨を連絡するものとする。外務省は、その決定を速やかに関係国・国際機関等に通報するものとする。

第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

○原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、国土交通省、経済産業省、内閣府、事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署等の関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとする。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

○原子力事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとする。さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行うものとする。

○国〔原子力規制委員会、国土交通省〕は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には、直ちに関係省庁、関係地方公共団体及び関係指定公共機関に連絡するとともに、その後の情報を随時連絡するものとする。また、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及びあらかじめ登録された国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家を現地へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員するものとする。なお、放射性物質輸送事故対策会議が開催されている場合、その事務は関係省庁事故対策連絡会議に引き継ぐものとする。

○関係省庁は、国〔原子力規制委員会、国土交通省〕から連絡を受けた事項について、指定公共機関に連絡するものとする。

○国〔原子力規制委員会、国土交通省〕は、緊急時モニタリング及び医療等に関する専門家、現地対策本部等の要員等の派遣に当たっては、必要に応じ、緊急輸送関係省庁の協力を得るものとする。

○事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

○事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

○事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

○原子力緊急事態に至った場合には、内閣総理大臣は、原災法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置す

るものとする。

○現地対策本部及び原子力事業者等は、事故発生場所に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力災害対策本部長の指揮の下、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じるものとする。また、現地対策本部は、事故発生場所を管轄する都道府県及び市町村に対して、必要に応じて事故発生場所周辺の住民避難等の指示を行うなど、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第 11 節 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応

○国は、自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合、自然災害に対応する政府本部及び原子力災害に対応する原子力災害対策本部との情報収集、意思決定、指示・調整を一元化するものとする。

○国は、政府本部及び原子力災害対策本部（以下「両本部」という。）が総合的かつ効率的な災害対策を実施できるよう、両本部の合同会議を開催するものとする。両本部は、情報共有や連携を円滑に行うため、相互に情報連絡要員を派遣するものとする。併せて、両本部が保有する情報収集システム（総合防災情報システム（S O B O－W E B））、統合原子力防災ネットワーク）を相互に利用し、情報共有を行うものとする。また、個別の地域の状況を踏まえ、両現地対策本部の情報共有や連携を円滑に行うため、相互に情報連絡要員の派遣などを行うものとする。

○原子力災害対策本部は、地方公共団体において避難等のための輸送に関する調整が困難な場合、政府本部に要請し、政府本部において、輸送に関する調整を一元的に行うものとする。

○政府本部は、指定避難所等の被災者に対する通常の実援（物資供給、指定避難所の環境整備、健康管理支援等）について、自然災害による避難者、原子力災害による避難者を一体的に取り扱うものとする。原子力災害対策本部は、政府本部と緊密な連携をとりつつ、避難又は一時移転者の避難退域時検査及び簡易除染等に係る連絡調整を行うものとする。また、その他放射線に係る健康管理・相談等の原子力災害固有の課題への対応についても原子力災害対策本部で行うものとする。

○政府本部は、実動組織（警察機関、消防機関、海上保安部署、自衛隊）の災害応急対策に関する資源の配分に係る総合調整を行うものとする。原子力災害対策本部は、実動組織の協力が必要と判断される場合、政府本部に要請するものとする。

○原子力災害対策本部は、緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の放射線防護対策に準じて、自然災害による被災者の救助を行う実動組織の人員その他の防災業務関係者の放射線防護対策（装備資機材、労働安全等）を立案し、政府本部に対して助言・支援を行うものとする。原子力災害対策本部は、当該助言等を実施するため、政府本部に職員を併任させるものとする。政府本部は、原子力災害対策本部の助言等を踏まえ、防災業務関係者に対し、必要な指示を行うものとする。

○自然災害の発生により政府本部が設置され、原子力災害の発生により原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部が設置された場合についても、上記に準じて一体的な対応を行うものとする。

第3章 災害復旧

第1節 原子力緊急事態解除宣言等

○内閣総理大臣は、緊急時モニタリングの結果等を勘案して、原子力災害の拡大の防止を図るための応急対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、原子力緊急事態解除宣言を行うとともに、原災法第15条第4項の規定により、原子力災害事後対策を実施すべき区域及び区域内の居住者等に対し周知すべき事項を公示するものとする。

○関係省庁は、各々の所掌事務及び法令等に基づき原子力災害事後対策を実施するものとする。また、原子力災害対策本部は、原子力緊急事態解除宣言後の原子力災害事後対策を推進するため、引き続き存置するものとする。なお、原子力災害事後対策における原子力災害対策本部事務局については、原子力災害の態様を踏まえ、適切な体制を整備するものとする。

○原子力緊急事態解除宣言後、原子力規制委員会は緊急時モニタリングセンターを廃止するものとする。引き続き、原子力規制委員会の統括の下で、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者は、協力して環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。

○地方公共団体は、環境放射線モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、各種制限措置の解除を行うものとする。

第2節 原子力災害事後対策

○第2編3章2節1項「被災施設の復旧等」

○国、公共機関及び地方公共団体は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

○国〔総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等〕は、ライフライン施設等の復旧のため、復旧事業の執行に係る手続の簡素化を可能な範囲で図るものとする。

○国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。

○国〔国土交通省〕及び都道府県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

○国〔国土交通省〕は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められる場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

○国〔国土交通省〕は、都道府県道又は市町村道について、都道府県又は市町村から

要請があり、かつ当該都道府県又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事で当該都道府県又は市町村に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、都道府県道又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

○都道府県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

○国〔国土交通省〕及び独立行政法人水資源機構は、都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、都道府県知事等から要請があり、かつ当該都道府県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を当該都道府県知事等に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、当該都道府県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

○国〔国土交通省〕は、市町村長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を当該市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

○国〔国土交通省〕は、災害が発生した場合において、都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、当該都道府県知事又は市町村長から要請があり、かつ当該都道府県又は市町村における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を当該都道府県知事又は市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該都道府県知事又は市町村長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は、被災鉄軌道の早期復旧のため、鉄軌道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。

○国〔林野庁〕は、特定大規模災害等を受けた都道府県における災害復旧事業等に関する工事について、当該都道府県の知事から要請があり、かつ当該都道府県の工事の実施体制等を勘案して、当該都道府県に代わって行うことが適当と認められるときは、当該都道府県に代わって工事を行うことができる制度により、支援を行う。

○ライフライン、交通輸送等の関係機関〔総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等〕は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

○都道府県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

●第2編3章2節1項「被災施設の復旧等」終了

○第2編3章5節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」

○市町村（都道府県）は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

○国〔経済産業省〕は、市町村（都道府県）が行う中小企業等の被害状況の把握を支援するため、災害発生時における情報収集の手順・方法等に関するマニュアルの作成等の取組を推進するものとする。

○国〔経済産業省〕及び地方公共団体は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

○株式会社日本政策金融公庫等は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、災害復旧貸付等により、運転資金及び設備資金の融資を行うものとする。

○独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は、必要に応じ、高度化融資（災害復旧貸付）により、事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を行うものとする。

○国〔経済産業省〕及び地方公共団体は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

○株式会社日本政策金融公庫等は、被災農林漁業者に対し、施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また、国〔農林水産省〕は、必要に応じて、被災農林漁業者の経営資金等を供給するため、天災融資法の発動を行うものとする。

●第2編3章5節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」終了

○原子力災害対策本部長は、必要に応じ、原子力災害事後対策を実施すべき区域を管轄する市町村長に対し、避難区域見直しや解除等の原子力災害事後対策に関する事項を指示するものとする。

○国〔原子力規制委員会等〕、地方公共団体及び原子力事業者は、継続的に緊急時モニタリングを実施し、原子力緊急事態解除宣言後において、地方公共団体及び原子力事業者による平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

○国〔原子力規制委員会、警察庁、消防庁、海上保安庁〕は、警戒区域や避難指示区域等が引き続き設定されている間は、盗難防止対策、区域内の治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

○国〔環境省、原子力規制委員会、厚生労働省〕及び地方公共団体は、原子力事業所

の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談及び健康調査を行うための体制を整備するものとする。

○国〔農林水産省〕は、原子力事業所の周辺地域で生産された農林水産業、地場産業の産品等について、市場における価格、取扱状況等の調査を実施するものとする。また、科学的根拠に基づく当該産品の適切な取扱いを確保するため、必要に応じ関係団体への要請等を行うものとする。

○国〔農林水産省〕及び地方公共団体は、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。また、原子力災害を受けて、諸外国・地域において日本産食品の輸入規制が強化された場合、必要に応じ、放射性物質調査の結果、出荷制限等の状況等の情報を諸外国等に提供し、輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを実施するものとする。

○国〔環境省等〕、地方公共団体、原子力事業者及びその他の関係機関は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じるものとする。

○国〔厚生労働省〕は、原子力施設の復旧等作業や除染作業など被災地域の復旧・復興事業における労働災害、放射線障害の防止を始めとした安全衛生対策を推進するため、労働基準監督署において必要な指導等を行うほか、必要な安全衛生確保対策を講じるとともに、労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。

○原子力事業者は、放射線モニタリング、除染等に必要となる防災資機材及び防災要員を、国、地方公共団体等に貸与するものとする。

○原子力事業者は、災害復旧対策についての計画を作成して、国〔原子力規制委員会、内閣府〕及び関係地方公共団体に提出するとともに、同計画に基づき速やかに災害復旧対策を実施するものとする。

○原子力事業者は、相談窓口を設置する等、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応に必要な体制を整備するものとする。

○国〔経済産業省、農林水産省〕及び地方公共団体は生活必需品等の物価の監視を行うものとする。

○国は、上記に加え、原子力災害による被害を受けた地域における原子力災害からの復旧を図るため、必要な支援を行うものとする。

第3節 被災者等の生活再建等の支援

○第2編3章4節「被災者等の生活再建等の支援」

○国〔内閣府、厚生労働省等〕及び地方公共団体は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

○国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

○地方公共団体は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発

生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるものとする。

○都道府県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

○都道府県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

○市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

○市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

○指定公共機関〔独立行政法人都市再生機構〕は、国〔国土交通省〕又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

○市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

○都道府県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

○国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。

○国〔内閣府〕及び地方公共団体は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。

○国〔内閣府〕は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や避難者の情報管理に係る手続のほか、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続が円滑に行われるよう、地方公共団体に対し、デジタル化や先進技術の導入に必要な環境整備を行うものとする。

○市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を行うこととする。

○国〔総務省、財務省、厚生労働省等〕及び地方公共団体は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び

保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。

○国〔厚生労働省、農林水産省等〕及び地方公共団体は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

○国〔厚生労働省〕は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。

○住宅金融支援機構等は、被災者の自力による住宅の再建、取得を支援するため、災害復興住宅融資の貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。

○地方公共団体は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、公営住宅等への特定入居等を行うものとし、国はこれを適切に支援する。

○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

○地方公共団体は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

○国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

○国〔総務省〕は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

○地方公共団体は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討するものとする。

●第2編3章4節「被災者等の生活再建等の支援」終了

○原子力事業者は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとする。

第4節 原子力災害対策本部の廃止

○原子力災害対策本部は、原災法第21条第1項に基づき、その設置期間が満了した時に、廃止されるものとする。

第4章 原子力艦の原子力災害

○原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合は、前章までの規定を参考にしつつ、以下の対応をとるものとする。

第1節 情報の収集・連絡及び活動体制の確立

1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報等の連絡

- 外務省は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、官邸〔内閣官房〕、関係指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。
- 外務省は、関係指定行政機関と協議の上、外国政府に対し、周辺地域（海域）における立入制限区域の設定等のための事故の規模等についての必要な情報提供を要請するものとする。
- 防衛省地方防衛局は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、関係地方公共団体等に連絡するものとする。
- 関係指定行政機関は、連絡を受けた事項について、必要に応じて関係指定公共機関に連絡するものとする。
- 関係都道府県は、連絡を受けた事項について、必要に応じて関係市町村に連絡するものとする。
- 関係地方公共団体は、連絡を受けた事項について、必要に応じて関係指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 放射能影響の早期把握のための活動

- 原子力規制委員会は、国〔海上保安庁、水産庁〕及び関係地方公共団体の協力を得て、原子力艦の寄港する港湾等における放射能調査を行うものとする。
- 原子力規制委員会は、放射能調査で異常が検知され、原子力艦緊急事態に至る可能性がある場合は、官邸〔内閣官房〕、関係指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するとともに環境放射線モニタリングの強化等必要な措置をとるものとする。
- 指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し、国〔原子力規制委員会〕が行う環境放射線モニタリングの強化のための取組を支援するものとする。
- 国〔経済産業省〕は、原子力事業者に対し、モニタリング資機材の貸与等の協力を行うよう要請するものとする。
- 国〔防衛省〕は、空からの又は海上における緊急時モニタリングに関し、都道府県知事等から要請があった場合は、その支援を行うものとする。
- 国〔海上保安庁〕は、海上における緊急時モニタリングに関し、都道府県知事等から要請があった場合は、その支援を行うものとする。
- 関係地方公共団体は、国〔原子力規制委員会〕と協力して放射線調査の実施に努めるものとする。

(3) 応急対策活動情報の連絡

○第2編2章2節1項(5)「応急対策活動情報の連絡」

- 市町村は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を都道府県に連絡する。都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。
- 都道府県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、政府本部の設置後はこれを政府本部に連絡する。
- 指定行政機関は、必要に応じ、自ら実施する応急対策の活動状況を官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、政府本部の設置後はこれを政府本部に連絡をするとともに、都道府県、公共機関に連絡する。
- 事故災害においては、事業者は、安全規制等担当省庁に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- 官邸〔内閣官房〕、内閣府は、必要に応じ、収集した応急対策活動情報を、内閣総理大臣に報告する。
- 政府本部は、必要に応じ、収集した応急対策活動情報や政府本部において調整された応急対策活動情報を、指定行政機関、指定公共機関、都道府県等に連絡する。
- 関係機関は、必要に応じ、応急対策活動情報に関して相互に緊密な情報交換を行うものとする。

●第2編2章2節1項(5)「応急対策活動情報の連絡」終了

- 関係地方公共団体は、関係指定行政機関を通じ、自ら行う応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等に連絡するものとする。
- 関係指定公共機関は、関係指定行政機関を通じ、自ら行う応急対策活動の状況等を関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等に連絡するものとする。
- 関係指定行政機関は、自ら行う応急対策の活動状況等を、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等に報告するとともに、必要に応じ、関係地方公共団体、関係指定公共機関等に連絡するものとする。
- 関係地方公共団体は、関係指定地方公共機関との間において、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- 関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ、官邸〔内閣官房〕、関係指定行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。

2 通信手段の確保

- 関係指定行政機関、関係地方公共団体及び関係指定公共機関は、緊急時には、直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- 電気通信事業者は、緊急時における国、関係地方公共団体等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

3 関係指定行政機関等の活動体制

○第2編2章2節6項(1)「内閣官房、指定行政機関、公共機関の活動体制」

- 官邸〔内閣官房〕は、大規模な災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合（事故災害においては社会的影響が大きい大規模事故災害が発生した場合）、必要に応じ、官邸対策室を設置し、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整、政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。
- 指定行政機関及び公共機関は、発災後（風水害、火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。）、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。
- 指定行政機関及び公共機関は、機関相互間、地方公共団体、事故災害においては関係事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

●第2編2章2節6項(1)「内閣官房、指定行政機関、公共機関の活動体制」終了

- 関係指定行政機関は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合、必要に応じ、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。
- 関係指定行政機関は、必要に応じ、職員を現地に派遣して、応急対策の準備に必要な調整等の任務に当たらせるものとする。
- 関係地方公共団体は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合、必要に応じ、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等の必要な体制をとるものとする。
- 関係地方公共団体は、関係指定行政機関、関係指定地方公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。
- 関係地方公共団体は、必要に応じて、国に対し専門家の派遣を要請するとともに、他の地方公共団体等に装備、資機材、人員等の応援を求めるものとする。また、要請を受けた地方公共団体等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- 関係指定公共機関は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合、必要に応じ、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

4 政府の活動体制

(1) 関係省庁原子力艦事故対策連絡会議の開催

- 国〔内閣府〕は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合、連絡された情報の確認、共有化、応急対策の準備の調整等を行うため、必要に応じ、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議を開催するものとする。

(2) 官邸対策室の設置

- 官邸〔内閣官房〕は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合、必要に応じ、官邸対策室を設置し、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整、政府としての初動措置の総合調整を集中的に行うものとする。

(3) 緊急参集チームの参集

○第2編2章2節6項(2)「緊急参集チームの参集」

○官邸〔内閣官房〕は、大規模な災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合、事故災害、大規模火事災害及び林野火災においては社会的影響が大きい大規模な災害が発生した場合、緊急参集チームを官邸に参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。

●第2編2章2節6項(2)「緊急参集チームの参集」終了

○官邸〔内閣官房〕は、原子力艦の原子力災害の状況に応じ、緊急参集チームを官邸に参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行うものとする。

(4) 外国政府との調整

○外務省は、関係指定行政機関と協議の上、外国政府に対し、適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(5) 特定災害対策本部の設置と活動体制

○第2編2章2節6項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」

○内閣総理大臣は、収集された情報により非常災害に至らない大規模な災害が発生していると認められたとき（鉄道災害においては関係機関の協力による広域的な支援が必要と認められるとき）は、直ちに特定災害対策本部を設置するものとする。

○内閣府は、特定災害対策本部の設置方針が決定されたときは、速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い、特定災害対策本部の設置等を行うものとする。特定災害対策本部及びその事務局の設置場所は、中央合同庁舎第8号館内、事故災害においては原則として、安全規制等担当省庁内とする。

○特定災害対策本部長は、原則として、防災担当大臣（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁の国務大臣）とする。

- ・海上災害、航空災害、鉄道災害及び道路災害においては国土交通省
- ・原子力艦の原子力災害においては内閣府（防災担当）
- ・危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省及び厚生労働省）

- ・大規模火事災害及び林野火災においては消防庁

○特定災害対策本部副本部長は、原則として、内閣府副大臣、大臣政務官（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁の国務副大臣又は大臣政務官）又は内閣危機管理監とする。

- ・海上災害、航空災害、鉄道災害及び道路災害においては国土交通省
- ・原子力艦の原子力災害においては内閣府（防災担当）、内閣府（原子力防災担当）、防衛省、外務省及び原子力規制委員会
- ・危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省及び厚生労働省）

- ・大規模火事災害及び林野火災においては消防庁

○特定災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、原則として、内閣府（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁）等の局長級職員で構成する。

- ・海上災害、航空災害、鉄道災害及び道路災害においては国土交通省
- ・原子力艦の原子力災害においては内閣府（防災担当）、内閣府（原子力防災担当）、防衛省、外務省及び原子力規制庁
- ・危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省及び厚生労働省）

- ・大規模火事災害及び林野火災においては消防庁

○特定災害対策本部長は、当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。

○特定災害対策本部長は、当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。

○特定災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け、災害応急対策の実施方針の作成や総合調整に関する活動等を実施する。

●第2編2章2節6項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」終了

○国〔内閣府〕は、内閣総理大臣からの指示があった場合、直ちに特定災害対策本部を設置するものとする。

○内閣府は、外務省、原子力規制委員会及び防衛省の協力を得て、特定災害対策本部の事務局の任を担うものとする。

(6) 非常災害対策本部の設置と活動体制

○第2編2章2節6項(6)「非常災害対策本部の設置と活動体制」

○内閣総理大臣は、収集された情報により非常災害が発生していると認められたとき（鉄道災害においては関係機関の協力による広域的な支援が必要と認められるとき）は、直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。

○内閣府は、非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。なお、当該災害に係る特定災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部は廃止されるものとし、非常災害対策本部が当該特定災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

○非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、官邸内（事務局にあつては官邸及び中央合同庁舎第8号館内）とする。事故災害においては、非常災害対策本部の設置場所は、原則として官邸内とし、その事務局の設置場所は、官邸及び安全規制等担当省庁内とする。

○非常災害対策本部長は、内閣総理大臣とする。

○非常災害対策副本部長は、原則として、内閣官房長官及び防災担当大臣（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁の国务大臣）とする。

- ・海上災害、航空災害、鉄道災害及び道路災害においては国土交通省
- ・原子力艦の原子力災害においては内閣府（防災担当）
- ・危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省及び厚生労働省）
- ・大規模火事災害及び林野火災においては消防庁

○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、非常災害対策本部長及び非常災害対策副本部長以外の国务大臣及び副大臣、内閣危機管理監又は国务大臣以外の指定行政機関の長で構成する。

○非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長、関係指定地方行政機関の長、指定行政機関の長の権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。

○非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。

○非常災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け、災害応急対策の実施方針の作成や総合調整に関する活動等を実施する。

●第2編2章2節6項(6)「非常災害対策本部の設置と活動体制」終了

○国〔内閣府〕は、内閣総理大臣からの指示があった場合、直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。

○内閣府は、外務省、原子力規制委員会及び防衛省の協力を得て、非常災害対策本部の事務局の任を担うものとする。

(7) 緊急災害対策本部の設置と活動体制

○国は、内閣総理大臣からの指示があった場合、直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。

○第2編2章2節6項(7)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」

○内閣総理大臣は、収集された情報により著しく異常かつ激甚な非常災害が発生していると認められたときは、直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。

○内閣府（事故災害においては内閣府及び安全規制等担当省庁）は、緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは、速やかに必要な閣議請議等の手続を行うなど、別に定める申合せにより所要の手続を行い、緊急災害対策本部の設置等を行うものとする。なお、当該災害に係る特定災害対策本部又は非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部又は非常災害対策本部は廃止されるものとし、緊急災害対策本部が当該特定災害対策本部又は非常災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

○緊急災害対策本部及び事務局の設置場所は、官邸内（事務局にあつては官邸及び中央合同庁舎第8号館内）とする。ただし、官邸が被災により使用不能である場合には、

①中央合同庁舎第8号館内

②防衛省（中央指揮所）内

③立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）内の順序で被災状況等を勘案して定める。

○内閣府は、官邸等が被災により使用不能である場合には、緊急災害対策本部及びその事務局の設置場所を速やかに関係行政機関に連絡するものとする。

○緊急災害対策本部長は、内閣総理大臣とする。

○緊急災害対策副本部長は、原則として、内閣官房長官、防災担当大臣（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁の国务大臣）とする。

- ・海上災害、航空災害、鉄道災害及び道路災害においては国土交通省
- ・原子力艦の原子力災害においては内閣府（防災担当）
- ・危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省及び厚生労働省）
- ・大規模火事災害及び林野火災においては消防庁

○緊急災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、緊急災害対策本部長及び緊急災害対策副本部長以外のすべての国务大臣及び内閣危機管理監並びに副大臣又は国务大臣以外の指定行政機関の長で構成する。

○緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長、関係指定地方行政機関の長、指定行政機関の長の権限を委任された当該緊急災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。

○緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。

○緊急災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け、災害応急対策の実施方針の作成や総合調整に関する活動等を実施する。

●第2編2章2節6項(7)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」終了

(8) 専門家の派遣等

- 国は、応急対策の迅速かつ的確な準備等に資するため、又は関係地方公共団体の要請に基づき、専門家及び国の専門的知識を有する職員を現地に派遣するものとする。
- 原子力規制委員会は、外務省等より原子力艦の原子力災害の発生の通報について連絡を受けた場合、直ちに放射線計測、放射線防護等の専門家を非常災害対策本部等及び現地へ派遣するものとする。
- 現地に派遣された専門家は、関係指定行政機関及び地方公共団体等の協力の下、発災現場の情報の収集・分析等を行うとともに、非常災害対策本部等、現地対策本部、地方公共団体等が行う応急対策に対し必要な技術的助言等を行うものとする。
- 非常災害対策本部等に派遣された専門家は、非常災害対策本部長等に対し、災害応急対策に関する技術的助言等を行うものとする。

(9) 非常災害対策本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置

- 非常災害対策本部等は、現地の状況を把握し、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、防衛省の協力を得て、現地対策本部の設置を行うものとする。

5 自衛隊の災害派遣

○第2編2章2節6項(11)「自衛隊の災害派遣」

- 都道府県知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長及び空港事務所長は、災害又は事故の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに派遣要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。
- 市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。この場合において、市町村長は、必要に応じて、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。
- 自衛隊は、都道府県知事等法令で定める者から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。
- 市町村長は、通信の途絶等により都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう要求できない場合には、その旨及びその市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この通知をしたときは、速やかにその旨を都道府県知事に通知するものとする。
- 自衛隊は、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば大規模な災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により都道府県等と連絡が不可能である場合や上記の市町村長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣、海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助のための部隊等の派遣等、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができるものとする。

- 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。
- 庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。
- 自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の搜索救助、水防活動、消防活動（空中消火を含む。）、道路又は水路の啓開、応急医療・救護・防疫、人員及び物資の緊急輸送、給食及び給水、入浴支援、救援物資の無償貸与又は譲与、危険物の保安及び除去等とする。

●第2編2章2節6項(11)「自衛隊の災害派遣」終了

6 防災業務関係者の安全確保

- 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。
- 国、関係地方公共団体等は、応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の確保に努めるものとする。
- 国、関係地方公共団体等は、応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。

第2節 屋内退避、避難の受入れ等の防護及び情報提供活動

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

- 非常災害対策本部等は、原子力災害対策指針を参考に、関係地方公共団体が行う屋内退避又は避難のための立退きの指示等、安定ヨウ素剤の服用等の実施について、指導・助言するものとする。
- 関係地方公共団体は、国の指導・助言に基づき、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立退きの指示等を行うものとする。
- 関係地方公共団体は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、住民等の避難状況を確認するものとする。
- 関係地方公共団体は、住民等の避難誘導に当たって、避難場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

2 指定避難所

(1) 指定避難所の開設

- 第2編2章6節3項(1)「指定避難所の開設」

- 市町村は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。
- 市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- 市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- 市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- 市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に都道府県に報告し、都道府県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努めるものとする。
- 市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

●第2編2章6節3項(1)「指定避難所の開設」終了

(2) 指定避難所の運営管理

- 市町村は、各指定避難所の適切な運営・管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。
- 関係地方公共団体は、指定避難所ごとに受入れている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。
- 関係地方公共団体は、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。
- 関係地方公共団体は、原子力災害対策指針を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。

3 安定ヨウ素剤の服用

- 関係地方公共団体は、原子力災害対策指針を参考に、安定ヨウ素剤の服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機の指示、その他の必要な措置を講じるものとする。
- 非常災害対策本部等は、緊急時モニタリングの結果及びその評価に関する情報を把

握し、安定ヨウ素剤の服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると認めるときは、該当する地域において安定ヨウ素剤を服用すべき時機を指示するものとする。

○日本放送協会等の放送事業者は、安定ヨウ素剤を服用すべき時機についての情報が的確に服用対象の避難者等に伝わるよう放送を行うものとする。

4 要配慮者への配慮

○関係地方公共団体は、避難誘導、指定避難所等の生活に関して、要配慮者及び一時滞在者に十分配慮し、指定避難所等での健康状態の把握等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

5 飲食物の摂取制限及び出荷制限

○非常災害対策本部等は、必要に応じて、放射性物質による汚染状況の調査を関係地方公共団体に要請し、その状況に応じ、原子力災害対策指針の指標等を踏まえ、飲食物の摂取制限及び出荷制限について関係機関に指示・要請するものとする。

○関係地方公共団体は、国の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

6 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 周辺住民等への情報伝達活動

○第2編2章6節9項(1)「被災者への情報伝達活動」

○政府本部、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

○政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

○政府本部、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

○政府本部、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

○国、地方公共団体等は、情報伝達に当たって、防災行政無線、掲示板、広報誌、広

報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運營業者の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

○国は、放送事業者と協力して、緊急放送時にテレビ、ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。

●第2編2章6節9項(1)「被災者への情報伝達活動」終了

○非常災害対策本部等、関係指定行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行うものとする。

○報道機関は、原子力災害の状況等について、迅速かつ正確な報道となるよう努めるものとする。

(2) 国民への的確な情報の伝達

○第2編2章6節9項(2)「国民への的確な情報の伝達」

○政府本部、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は、国民全体に対し、災害の状況、交通施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

○政府本部、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し、情報交換を行うものとする。

○国、地方公共団体等は、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運營業者の協力を得るものとする。また、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

○国〔総務省〕は、インターネット上の偽情報・誤情報について、関係機関の協力を得て、特に被災地に関する偽情報・誤情報の流通・拡散の状況を把握しつつ、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるよう努めるものとする。

●第2編2章6節9項(2)「国民への的確な情報の伝達」終了

○政府としての報道機関への発表は、非常災害対策本部等で行うものとする。

(3) 住民等からの問い合わせに対する対応

○第2編2章6節9項(3)「住民等からの問い合わせに対する対応」

○政府本部、指定行政機関、地方公共団体及び関係事業者等は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信

を行うものとする。

○被災市町村（都道府県）は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、地方公共団体は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

●第2編2章6節9項(3)「住民等からの問合せに対する対応」終了

(4) 外国政府等への情報提供体制の強化

○外務省及び関係省庁は、必要に応じ、我が国の在外公館や在京大使館等を通じて、関係する外国政府や国際機関等への正確な情報の提供を迅速に行うよう努めるものとする。

第3節 犯罪の予防等社会秩序の維持

○第2編2章9節1項「社会秩序の維持」

○警察は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

○国〔海上保安庁〕は、被災地付近の海上において、巡視船艇を配備し、速やかな安全確保に努めるものとする。

●第2編2章9節1項「社会秩序の維持」終了

○警察機関、消防機関、海上保安部署等関係機関は、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

○関係市町村長等が避難のための指示等を行った区域については、警察機関、消防機関、海上保安部署、道路管理者及び鉄道事業者は、指示等の実効をあげるために必要な措置をとるものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保・緊急輸送活動

○第2編2章5節2項(2)「道路交通規制等」

○都道府県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

○都道府県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の都道府県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用するものとする。

○都道府県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図るものとする。

○都道府県警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両等の撤去、警察車両による先導等を行うものとする。

○都道府県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令等を行うものとする。

○都道府県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

○国家公安委員会は、都道府県公安委員会に対し、必要に応じて、広域的な見地から指示を行うものとする。

○国〔警察庁〕は、都道府県警察が行う交通規制について広域的な見地から調整を行うとともに、都道府県警察に対して必要に応じて指導を行うものとする。

○警察機関、道路管理者及び政府本部は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるものとする。

○政府本部は、必要に応じ、又は警察庁からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。

○政府本部の長は、交通規制を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、交通規制の実施及び応援について必要な指示をするものとする。

○内閣総理大臣は、災害緊急事態の布告があったときは、対処基本方針に基づいて、交通規制の実施及び応援について、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。

●第2編2章5節2項(2)「道路交通規制等」終了

○第2編2章5節2項(6)「海上交通の整理等」

○国〔海上保安庁〕は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。

○国〔海上保安庁〕は、緊急輸送を円滑に行うため、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止するものとする。

○国〔海上保安庁〕は、水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じ

て水路測量を行うとともに、応急標識の設置等により水路の安全を確保するものとする。

●第2編2章5節2項(6)「海上交通の整理等」終了

○都道府県警察及び国〔海上保安庁〕は、交通の確保・緊急輸送活動について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、円滑な輸送活動の確保を行うものとする。特に、国等から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては、必要な配慮をするよう努めるものとする。

○道路管理者は、その管理する道路について関係機関等からの情報に加え、被害状況の把握装置等を活用して、道路機能の障害等の状況を迅速に把握するものとする。

○国〔海上保安庁〕は、海上に被害が及んだ場合又は被害が及ぶおそれがある場合、通航船舶に対し航行制限、航泊禁止等の措置を講じるものとする。

○警察機関、海上保安部署、道路管理者、各災害対策本部等は、交通規制に当たって、相互の連絡を密にし、他の機関へ交通の確保に必要な応援依頼等を行うものとする。

2 輸送支援

○非常災害対策本部等は、必要に応じ、関係機関〔警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁〕に輸送支援の依頼を行うものとする。

○国〔防衛省、海上保安庁〕は、非常災害対策本部等の依頼に基づき、所掌業務に支障を及ぼさない範囲で輸送支援に協力するものとする。

○国〔警察庁、消防庁〕は、非常災害対策本部等の依頼に基づき、所掌業務に支障を及ぼさない範囲での輸送支援の応援のための措置をとるものとする。

第5節 救助・救急及び医療活動

1 救助・救急活動

(1) 国、地方公共団体による救助・救急活動

○第2編2章4節1項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」

○被災地域外の地方公共団体は、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

○政府本部は、必要に応じ、救助・救急関係省庁等に対し、応援を依頼するものとする。

○政府本部又は現地対策本部は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、自衛隊等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、総合調整を図るものとする。

○政府本部の長は、救助・救急活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、救助・救急活動の実施及び応援について必要な指示をするものとする。

○内閣総理大臣は、災害緊急事態の布告があったときは、対処基本方針に基づいて、

救助・救急活動の実施及び応援について、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。

○国〔警察庁〕は、必要に応じ、警察災害派遣隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。

○国〔消防庁〕は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。

○国〔防衛省〕（自衛隊）は、必要に応じ、又は政府本部の依頼に基づき、救助・救急活動を行うものとする。

○国〔海上保安庁〕は、海上における災害に係る救助・救急活動を行うものとし、更に可能な場合は、必要に応じ、又は政府本部の依頼等に基づき、被災地方公共団体の活動を支援する。

○災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

○国〔国土交通省〕、高速道路事業者及び地方公共団体は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

○国〔国土交通省〕は、基幹的広域防災拠点を管理し、自衛隊や海上保安庁、警察、消防等の救助・救命活動への支援を行うものとする。

●第2編2章4節1項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」終了

○関係地方公共団体は、救助・救急活動に努めるほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、他の地方公共団体等に対して応援を要請するものとする。

○関係地方公共団体は、被ばく傷病者等の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに、放射性物質に係る情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するように努めるものとする。

○非常災害対策本部等は、必要に応じ、又は関係地方公共団体、関係指定行政機関等の要請に基づき、関係機関の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行うものとする。

(2) 資機材の調達等

○第2編2章4節1項(5)「資機材等の調達等」

○救助・救急活動（航空災害においては消火活動を含む。）に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

○国〔内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省等〕、地方公共団体及び事業者は、必要に応じ、他の地方公共団体、事業者又は民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

●第2編2章4節1項(5)「資機材等の調達等」終了

2 医療活動

(1) 被ばく医療に係る医療チームの派遣

○国〔文部科学省、厚生労働省、原子力規制委員会〕は、必要に応じ、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームを現地に派遣するものとする。

(2) 被ばく医療の実施

○関係都道府県は、医療関係者等よりなる医療班、救護班を編成し、被ばく医療活動を行うものとする。

○国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の派遣する医療従事者等は、被ばく医療に係る医療チームとして、関係都道府県の災害対策本部の下で、被ばく傷病者等に対する診療について、各地域で中核的な機能を担う拠点となる医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

○独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院は、非常災害対策本部等を通じて関係地方公共団体からの要請を受けた場合、必要に応じ、医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、薬剤、医療機器等を提供するものとする。

○国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は、各地域で中核的な機能を担う拠点となる医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。

○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等で受診した相当程度の被ばく傷病者等に対する追跡調査等を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等が行う場合、これに協力するものとする。

○国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は、除染、障害治療、追跡調査等について、互いに緊密な連携をとって行うものとする。

○国〔消防庁〕は、被ばく傷病者等の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について、関係都道府県の災害対策本部等から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。

○自衛隊は、関係都道府県知事等の災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ被ばく傷病者等の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について輸送支援を行うものとする。

3 惨事ストレス対策

○第2編2章4節4項「惨事ストレス対策」 **(5項と修正すべき)**

○搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

○消防機関は、必要に応じて、国〔消防庁等〕に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

●第2編2章4節4項「惨事ストレス対策」終了 **(5項と修正すべき)**

第6節 迅速な復旧活動

(1) 屋内退避、避難の受入れ等の解除

- 非常災害対策本部等は、原子力艦による原子力災害の拡大の防止を図るための応急対策を実施する必要がなくなったと認める場合には、屋内退避、避難等の防護活動の解除を関係地方公共団体に指導・助言するものとする。
- 関係地方公共団体は、国の指導・助言に基づき、周辺住民等の屋内退避、避難の解除を行うものとする。

(2) 損害賠償

- 国〔防衛省〕は、原子力艦の原子力災害により、被害者から損害賠償の請求を受けた場合は、日米地位協定等に基づき適切に処理するものとする。